

はじめに 10

第1章 自然とエトピア

1. 北村透谷の死 14
2. 藤村操の「不可解」 27
3. 最後の高山樗牛 34
4. 田中智学と富士山 57
5. 宮澤賢治と「どこまでたつて行ける切符」 66
6. 石原莞爾の楽園 75

第2章 愛と恍惚の全体主義

1. 近角常観の体験主義 84
2. 三井甲之と日本原理主義 93
3. 倉田百三の愛とファンタズム 101

ゆくと

- 4 桃太郎になりたかった男・渥美勝 109

第3章 不平等・革命・テロ

- 1 大川周明と国家改造運動 120
2 朝日平吾の不愉快 128
3 連鎖するテロと中岡良一 137
4 難波大助と虎ノ門事件 145
5 佐郷屋留雄と「新しき村」 154

第4章 敗北のバトス

- 1 小沼正と格差社会 164
2 葵沼五郎と神秘的な暗殺 171
3 藤井斉と五・一五事件 180
4 橋孝三郎と電気 188

第5章 弾圧

- 1 北一輝と北極星 198
2 安藤輝三と不可視の大御心 206
3 磯部浅一の呪詛 215
4 江川桜堂と死のう団事件 223
5 頭山満の死 233

終章 煩悶と超国家

- 丸山眞男と橋川文三 242 / 煩悶と自然 247 / 救済としての「超国家」 250
国体と革新 253 / 統整的理念と構成的理念 258

あとがき 261

引用文献 266

本書に掲載した写真の撮影場所一覧 269

超入門MMT

藤井 聡

029 超入門MMT

ISBN978-4-295-20240-0
C0233 ¥1000E



9784295202400



1920233010005

給料水準が
30年間
変わらない
日本の謎

通貨の謎

これでわかった! 現代貨幣理論

MdN新書

藤井 聡

MdN 新書 ¥1100

なぜMMTはトンデモ理論と言われたの?

インテリほどMMTが嫌いなのはなぜ?

日本はホントに「借金地獄」なの?

結局、財政破綻ってあり得るの?

政府の借金は国の衰退? 成長?

財政赤字は、実は「貨幣供給」?

緊縮財政・積極財政ってなに?

財務省は国民を騙してきたの?

そもそもデフレ・インフレってなに?

結局MMTとはなんなのか?

定価1100円(本体1000円+税10%) 発行 エムティエヌコーポレーション 発売 インプレス

はじめに 3

第一章 どうしてMMTは話題になるの？

日本はホントに「借金地獄」なの？	20
日本の財政評価方法は異常なの？	24
緊縮財政ってなに？ 積極財政ってなに？	28

第二章 そもそもオカネ(貨幣)ってなに？

財布に入っている一万円札ってなに？	36
最初のオカネは「政府が使った」の？	39
銀行の預金はいったいどういうオカネなの？	42
「預金貨幣」はどうやって生まれるの？	44
貨幣とは貸借関係の記録なの？	46

金と交換できるといふオカネのイメージはもう古いの？	53
現代のオカネの価値は変わったの？	55
あの一万円札はいったい誰の借りの記録なの？	58
近代国家はなんのために「貨幣」をつくったの？	61
「貨幣に基づく納税システム」をつくり出したのはなぜ？	64
なぜこの貨幣の仕組みは現代に生まれたの？	66
「現代貨幣の仕組み」を成立させるための条件とは？	68
「金は天下の回りもの」は比喩じゃない？	69
デフレってなに？ インフレってなに？	71
やっぱりデフレは完全悪なの？	76
アベノミクスは失敗だったの？ 成功だったの？	82

第三章 なぜMMTはトングモ理論と言われたの？

MMTとはそもそもなにを主張している理論なの？	92
MMT=トングモ理論という批判には裏があるってホント？	98

MMTは最近生まれた理論なの？	107
なぜインフレほどMMTが嫌いななの？	100

第四章 MMTは本当に日本を良くするの？

デフレが続くと日本はどうなるの？	116
日本のデフレ脱却は大ウソなの？	123
財政赤字は「民間の資金づくり」なの？	127
デフレはどのようにして解決しないの？	134
日本はデフレから脱却できるの？	138
デフレ脱却のために今すぐできることはないの？	141
日本は今、できることが山積み状態ってホント？	144
財務省の目標は「豊かな日本ではない」ってホント？	149

第五章 MMTでどう使えばいいの？

MMTは実践的？それとも空論？	164
とにかくインフレになればいいの？	167
完全雇用は確保できるの？	169
ブラック企業を減らす効果もあるの？	172
「就労賃金保証」プログラムの財源はどうするの？	174
インフレになったら「就労賃金保証」プログラムは終わりになるの？	175
日銀の金融政策でインフレ率はコントロールできるの？	179
インフレ率を調整する具体的方法はあるの？	183
なぜ所得税と法人税が貨幣循環量の調整に役立つの？	186
なぜ日本の消費税増税は大失敗だったの？	189
そもそも「財政政策」ってなんなの？	193
なぜ金融政策でインフレ率が調整できるの？	194
なぜ「財政政策」によって効果的にインフレ率が調整できるの？	199
インフレ抑制のための政府支出は無理なの？	202

構造政策、貿易政策、移民政策でインフレ率が調整できるの？ | 210 207

どうして消費減税とインフラ整備でインフレ率が調整できるの？ | 216

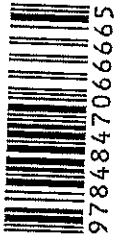
おわりに

第一章 どうしてMMTは話題になるの？

日本を喰う中国

「蝕む国」から身を守るための抗中論

藤井 聡
FUJII Satoshi



9784847066665



1920231008509

ISBN978-4-8470-6666-5
C0231 ¥850E

定価 本体850円 +税

ワニブックス ¥935①

藤井 聡 (ふじい さとし)
©FUJII Satoshi

1968年生まれ。京都大学大学院工学研究科教授(都市社会工学専攻)、京都大学工学部卒、同大学院修士後、同大学助教授、イェチボリ大学心理学科研究員、東京工業大学助教授、執業を経て、2009年(米)理研、また、11年より京都大学シシリエンズ大学院フェロニクス、12年より18年まで安芸内閣・内閣官房参与(防衛政策)、フェイロ担当、18年よりカーネルスタッド大卒者員教授、ならびに「破壊者クライテリオン」編集長、文部科学大臣政務、日本学術振興会理事、受賞多数。専門は公共政策、若輩には「自衛」で「監視」で日本は自滅する。著書に「自衛」(七ダネ社)、「令和恐慌 公共政策が日本を救う」「コロナ禍」を乗り越えるために(学芸出版社BOOKS)、「感染症列強独初北偏」(共著、朝文堂)など多数。

日本を喰う中国

ワニブックスPLUS新書

領土・産業・精神

日本はすでに

されている

コロナ禍でも中国に「買われる」北海道

天安門事件で中国を「救ってしまった」日本の黒歴史

岸田内閣による経済安全保障は超重要政策

中国から身を守るための処方箋

ワニブックスPLUS新書 2446



PLUS 新書 2446

藤井 聡

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章「

」で独立し、

を形成せよ

【巻末付録】

対談 日本を蝕む中国の「

小原凡司／菜原響子／藤井聡

—— 恐るべき中国の新帝国主義

—— 買い叩かれる日本の資産

—— 偽善に塗れた「日中友好」

—— 「嫌中」が導く日本の自滅

そうして日本の中国やアメリカ等の諸外国に対する「不従順」の気風が拡充していく
ことができはじめ、日本の「真の独立自尊」への道が颯気に浮かび上がることにな
る。未だ真の自立国家とは言い難いこの日本の現状では、こうした草の根の認識改革を
積み重ねていくことでしか、未来への展望は生まれ得ないのである。

令和3年10月16日 小倉にて

目次

はじめに、岸田内閣は「蝕む中国」から日本を守るのか？ 2

第1章 蝕まれる世界——恐るべき中国の新帝主義…………… 13

G7が中国と徹底的に敵対する方針を打ち出した 14

アメリカ経済を脅かし始めた2010年代後半の中国 16

2030年前後に中国はアメリカをGDPで抜き去る 20

アメリカは日本と同じように中国を叩き落とそうとしている 22

G7は中国の「新帝主義」の席卷を恐れている 25

ロシアでさえも国際秩序の「タテマエ」は守る 27

日米欧の没落と中国とインドの勃興の「歴史的必然性」 30

中国封じ込めはもはや「手遅れ」ではないか？「香港問題」編 34

中国対し込めはもはや「手遅れ」ではないか？「一帯一路による新帝国主義」編	36
スリランカが中国の「植民地」になるまで	39
G7の対中対抗策はもはや「手遅れ」ではないか？「台湾・尖閣問題」	42
世界を蝕む中国の新帝国主義	49

第2章 蝕まれる日本——買い叩かれる日本の資産……………51

「コロナ禍」でも北海道の高級リゾート地を買い漁る中国人	52
箱根、伊豆、京都の観光資源も買い漁る	56
中国人が日本の婦女子を買う「風俗ツアー」	57
「安全保障上重要」な土地が中国人に買われている	61
原発周辺の土地、そして水資源の森林を購入していく中国人	63
ようやく制定された重要な土地の売買を規制する法律	65
中国に買い叩かれる一流の日本企業選	67
中国に搾取され始めている日本人労働者	71

第3章 蝕まれた精神——偽善に塗れた「日中友好」……………75

「日中友好」が日本人の精神を蝕んできた	76
「貧しい国」中国	77
「かわいそうな国」中国	79
「貧しくかわいそうな国・中国」を助けるための「日中友好」	82
「保守」に親中派がいる理由	84
「天安門事件」で没落しかけた中国を救った日本の「馬鹿丸出し」マインド	87
「日中友好」が産み出した世界の悲劇	91
「天皇訪中」を実現させると反日教育を強化した	95

第4章 蝕まれる領土——「嫌中」が導く日本の自滅……………97

日本人が中国の経済成長を感じ取った頃から「嫌中」が拡大	98
「嫌中」の心理学的メカニズム	100

	日本は「世界第2位」の地位を中国に譲り渡した	102
	尖閣諸島問題：「領土侵略」のための中国からの「脅し」の常態化	104
	中国漁船衝突事件がもたらしたダイアインパクト	109
	嫌中を加速させた様々な「嫌中ネタ」	111
	「嫌中世論」が産み出した安倍内閣	114
	「中国包囲網」という幻想	118
	尖閣諸島は着実に中国によって「侵略」され「支配」され始めている	120
	中国を侮り尖閣を失いつつある日本	124
	「超経済大国中国」の現実を見ない人々	127
第5章	「抗中論」で独立し、世界秩序を形成せよ	133
	親中と嫌中を乗り越える「抗中論」	134
	抗中論の二つの柱：尖閣防衛と経済成長	137
	日本の抗中論を国際連携で進めるべし（G7におけるインフラ新構想）	139
	日本の抗中論を国際連携で進めるべし（日米同盟による台湾問題）	143
	尖閣防衛における最大の急務はグリーン対応	146
	アフレ脱却なくして「抗中」なし	151
	竹中・小泉による構造改革と自由貿易の推進完全な失敗	153
	借金拡大を恐れない姿勢こそが経済成長の大前提	154
	消費税凍結と粗利補償でコロナ禍を終わらせる	159
	安全保障投資で経済成長をさらに盤石なものにすべし	162
	アフレが続く限り抗中論も戦後レジームからの脱却も皆不可能となる	164
	PB凍結を皮切りとして戦後レジーム脱却に至るプロセス	168
【付録】	日本を蝕む中国の「対日世論工作」	173
	日本外交にも「勢力≡他を服従させる勢いと力」の概念が必要	176
	今の外交に、パブリック・ダイアロマシー（PD）は必須	179
	日本のパブリック・ダイアロマシーの現状	182

中国の「中央統一戦線工作部」主導のPDの実態	185
尉安燾像等の「アイコン」を使った韓国のPD	189
ソフトパワーを超えた「シャープパワー」	191
日本は戦後一貫して「悪意あるPD」に晒されてきた	195
外国の「悪意」に基づく工作に全く無頓着な日本	199
基礎研究から世論喚起、そして国会を通じた行政展開を	204
アメリカの「対中国シャープパワー防衛」	208
勢力拡大のための対外PDと自国防衛のための国内PR	210
研究活性化を通じたシャープパワー防衛力の強化を	212
文系軽視の中、外国の世論工作で日本が滅びる	217
日本を守る勢いと力	221

第1章 蝕まれる世界 —— 恐るべき中国の新帝国主義

保守と大東亞戦争

中島岳志
Nakajima Takeshi

戦争賛美が 保守なのか？

戦中派・保守論客たちの真意と体験。



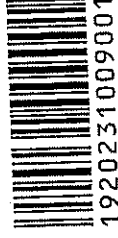
集英社新書

0941 A

中島岳志 なかしま たけし
一九七五年、大阪府生まれ、京都大学大学院博士課程
大学院准教授を経て、東京工業大学リベラルアーツ
専攻は近代日本政治思想史、東アジア地域研究。主
ボース、大佛次郎論、戦後、アジア、太平洋戦争、大東亞
コリベラル保守の真意、「親善と日本主義」、非善に
全体主義はよみがえるのかなど。



9784087210415



1920231009001

ISBN978-4-08-721041-5

保守と大東亞戦争

中島岳志

集英社新書

歴史の継承は本質を浮かび上がらせる。
その痛感させる、刺激的な書である。

—— 保阪正康 (新編)

- 序 章 保守こそ大東亞戦争に反対だった
- 第一章 戦争に導いたのは革新勢力である
- 第二章 戦争への抵抗
- 第三章 軍隊での経験
- 第四章 戦中派保守 最後の闘い
- 終 章 保守の世代交代の果てに



集英社新書ホームページ <http://shinsho.shueisha.co.jp/>
定価 本体900円＋税 C0231 ¥900E

まえがき

3

序章 保守こそ大東亜戦争に反対だった

17

私と保守思想

一九九五年と歴史修正主義

東アジアのための聖戦？

田中美知太郎「時代と私」との出会い

保守の論理

開戦時に成人だった人たちは今……

第一章 戦争に導いたのは革新勢力である

35

1 保守が抱いた違和感

36

竹山晋雄「昭和の精神史」と昭和史論争

左翼的歴史観への批判

革新勢力による「天皇制」の乗っ取り

統制を失った国家の悲劇

2 右翼が革新だった時代

51

レーニンを信奉する右翼

超国家主義の論理

下中彌三郎の顔末

鶴見俊輔の指摘：保守の不在

第二章 戦争への抵抗

69

1 竹山道雄の虚脱と反発 70

天皇機関説と二・二六事件

「理性の詭計」

バランスを喪失したドイツ

近代の行き詰まり

若者礼賛への懐疑

大東亜戦争に対する懐疑

二重生活

「ニヒリズムだ——」

悪夢

大空襲

敗戦

東京裁判批判と不作為の責任

「ピルマの墜落」

試験ボイコット事件と共産主義批判

2 田中美知太郎と反時代的精神 109

リベラルな政治への共感

軍閥への嫌悪

孤独と憂鬱

戦中と戦後は「同一心理の産物」

3 猪木正道の自由主義 119

替える教頭、芝居がかった校長

同胞との一体感

河合榮治郎との出会い

自爆してゆく祖国を抱きしめる

海軍への反発

河合榮治郎の死

敗戦

マルクス主義との対決

「暴力・ファシズム・共産主義」

軍国主義と空想的平和主義は同根

4 福田恆存の孤独 148

時流に便乗する文化人への健忘

軍人が振りかざす「正義」

エゴイズム

「擬似インテリ」と軽佻浮薄な大衆

個人抹殺の暴力

防空掘り

戦後との対決

一匹に寄り添う文学

戦前・戦中・戦後を貫く軽佻浮薄

第三章 軍隊での経験 171

1 池島信平の怒り 172

「ファシズムの発音」

朝鮮と中国での体験

「便乗者」と「神がかり」

大東亜戦争の開戦

海軍での暴力

「保守派でゆきましよう」

2 山本七平と帝国陸軍 188

戦中の軍部と戦後の左翼——共通する思考図式

言葉の刺戟、リアリティの欠如

「空襲」の支配

戦場の絶望

帝国陸軍と過激派左翼の類似

3 会田雄次の戦場と捕虜生活 202

ビルマ戦線の悲惨

日本軍の狂気

ヒューマニズムへの懐疑

戦後という「虚妄の時代」

第四章 戦中派保守 最後の闘い

215

1 立ち向かう林健太郎 216

大東亜戦争はアジア解放の聖戦ではない

田中正明の反論

アジア諸国の独立をめぐる

「永野発言」への批判

小堀桂一郎による〈大東亜戦争はアジア解放戦争〉論

竹山道雄を継ぐということ

「国際共産主義の脅威」

戦中世代の保守派は、戦後に迎合したのか

2 林健太郎 vs. 中村繁 242

戦後五〇年の国会決議と村山談話

日清・日露戦争と「満蒙の特殊権益」

満州事変・日中戦争は侵略か否か
世代間ギャップと歴史認識

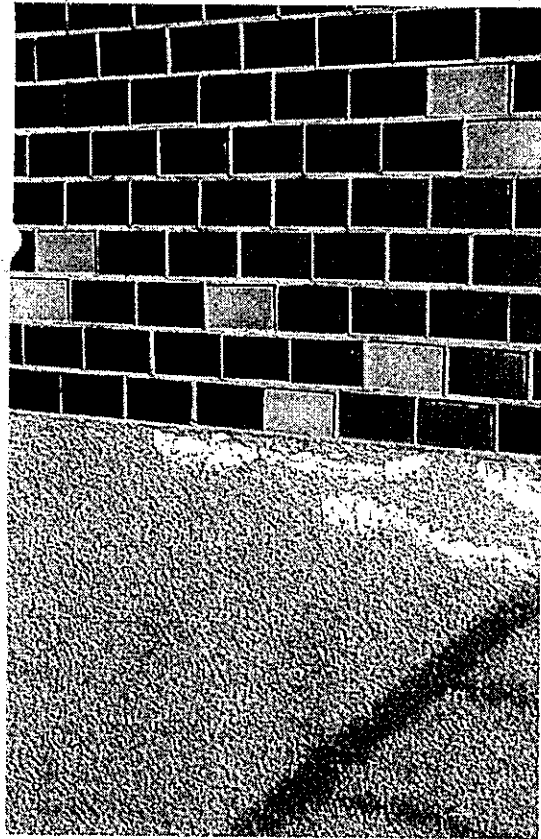
終章 保守の世代交代の果てに	259
----------------	-----

猪木正道の「正論」批判
なぜ保守は革新的全体主義に反対だったのか

あとがき	267
------	-----

註	270
---	-----

序章 保守こそ大東亜戦争に反対だった



ISBN 978-4-909048-02-8
C0036 ¥1800E



9784909048028

定価：本体 1800円 (税別)
スタンド・ブックス



1920036018000

中島岳志 保守と立憲

保守と立憲

中島岳志

世界によって
私を変えられ
ないために

保守こそリベラル。
なぜ立憲主義なのか。

右でも
左でもなく
前へ。

私が確信を持ってそう言えた背景には、
中島さんの言葉がありました。

枝野幸男
(立憲民主党代表)

対談収録

STAND BOOKS

STAND BOOKS

〔保守とどうして憲法とは何か〕

〔憲法と市民のポリアイクス〕

〔死者の立憲主義〕

一 保守と立憲 —— 不完全な私たち 5

右左の二項対立を超えて／保守とは何か／保守とリベラル／保守と立憲
政治の見取り図／立憲民主党と希望の党／保守と共産党の共闘の可能性
自由のパラドクス

二 死者の立憲主義 33

死者と共に生きること 34 死者のデモクラシー 41
死者の立憲主義 49 大衆化への抗い 56 歴史ということ 64
死のトボス 71 絶対他力と職人の美 78 先祖になること 85
中庸の形而上学 93

三 リベラルな現実主義 —— 対談・枝野幸男 101

大きなビジョンの下の実体策／多様性と保守の共存／右左を超えた経済政策

原発とリアリズム／憲法論議を二元論にしない／安倍政権の危ういゲーム

四 保守こそがリベラルである —— なぜ立憲主義なのか 121

死者と共に生きる 122 無名の先祖たちが見つないできたもの 125
原発は原罪か 129 安倍首相へ、本当に保守なのですか？ 132
ネオコンに対抗するリベラル保守 139
空気と忖度のポリテイクス——問題は私たちの内側に存在する 143
世界によって私が変わられないために 147 「八紘一宇」というイデオロギーの顧末 170
民主主義は暴走する 173 アメリカ追従という戦後レジューム 176
日本は「ごっこ」の世界にとどまり続けるのか 179
立憲主義の解体——安倍法制強行採決 182 なぜ立憲主義なのか——緊急事態条項 185
保守にとって憲法とは何か 188 保守と共産党の接近 191
勘ぐらせる政治 195 安倍昭恵論——ナチスとナショナル 197
権力を抑制するための改憲 201 保守政治の崩壊 205

五 思想とは態度である 209

今日、必要な古典 210

政治的正しさを超えた高貴な人間——竹内好 212

反転する正統——河上徹太郎『日本のアウトサイダース』 215

思想的羅針盤——福田恆存『人間、この劇的なもの』 225

最後の吉本隆明 227

態度の思想家・吉本隆明 231

大切なものを捨ててはいまいか

——鶴見俊輔／園川夏英『日本人は何を捨ててきたのか 思想家・鶴見俊輔の肉声』 238

鶴見俊輔の岩床——昭和を語る 鶴見俊輔慶賀』 241

鶴見さんの態度 263

ゆとがき 267

——
保守と
立憲
——不完全な
私たち

保守派の論客としてかつてマスコミを賑わせた西部邁が、18年1月、78歳で自殺した。その言論活動の原点となったのが、日米安保に反対する闘争「六〇年安保」だった。自らと、共に戦った盟友達の内面の葛藤、焦燥感や虚無感と理想の相克を辿り、あの「空虚な祭り」とは何だったのかを問い直す。

(解説 保阪正康)



9784168130748



1920195012505

ISBN978-4-16-813074-8

C0195 ¥1250E

定価(本体1250円+税)

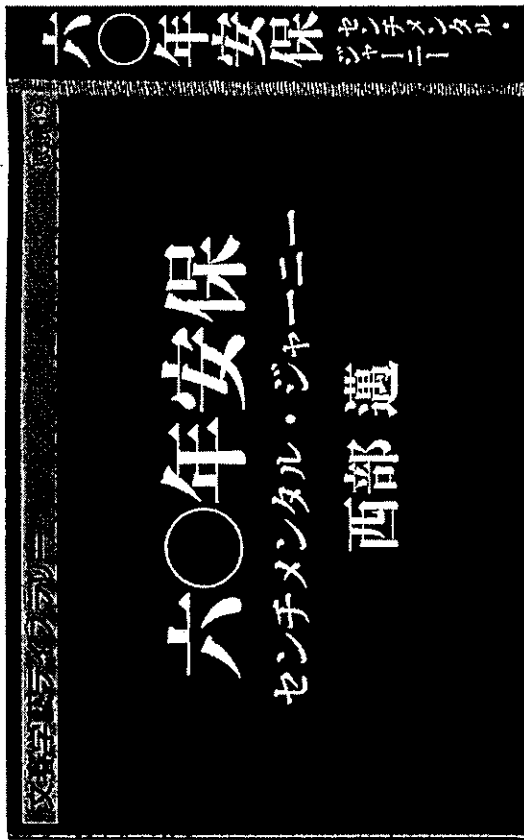
唐牛健太郎 篠田邦雄 東原吉伸

島成郎 森田実 長崎浩

あの日、ともに戦った「非行者」たち

六〇年安保およびアトについて回想するのは、これが最初であり、また最後でもあるだろう。六〇年をめぐる事柄は私が大人になるためのイニシエーションであった。そしてこの書物は私の壮年期のターニングポイントであり、それは直ちに老年期のイニシエーションでもある。(あとがきより)

文藝春秋 定価(本体1250円+税)



西部邁



追悼 西部邁



全学連幹部が
最強の思想家に
なるまで

目次

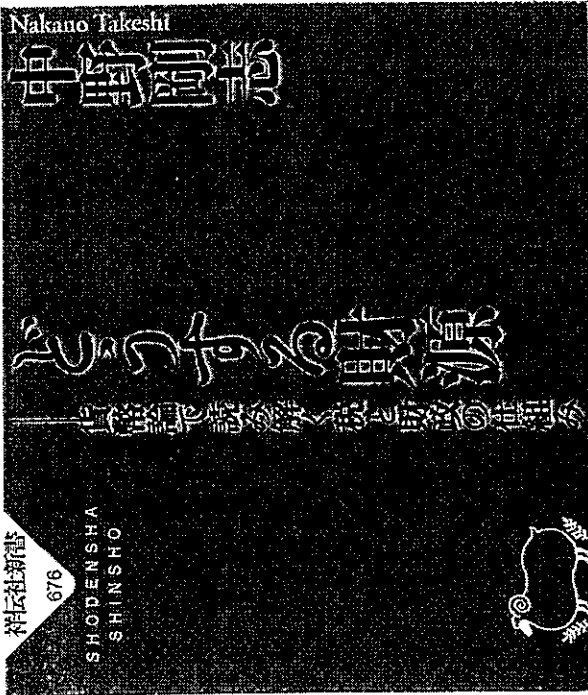
序章	空虚な祭典——安保闘争	12	ブント	22	私	30
第二章	哀しき勇者——唐牛健太郎	47				
第二章	優しい破壊者——篠田邦雄	81				
第三章	純な「裏切者」——東原吉伸	109				
第四章	苦悩せる理想家——島成郎	138				
第五章	善良な策略家——森田実	156				
第六章	寡黙な煽動家——長崎浩	168				
終章	充実への幻想——思い出の人々	200				

あとがき 222

解説 保阪正康 225

■ **どいつする財源**

貨幣論と読み解く
税と財政の仕組み




祥伝社新書
676
SHODENSHA
SHINSHO

中野剛志

税と財政

防衛費の財源をめぐって議論が喧し。
本日は**増税**しかないのでしようが
政治家も官僚も経済学者も認めています。ならば**私が言ひましよう。**
財源は「これだ」とも。

緊急出版 財源について考えよう
貨幣と資本主義の本質が見えてくる



祥伝社新書
定価1056円 (10%税込)



中野剛志
なかのたけし

1971年、神奈川県生まれ。東京大学教養学部卒業後、通商産業省(現・経済産業省)入省。エディンバラ大学大学院に留学し、政治思想を専攻。同大学院より優等修士号、博士号を取得。論文“Theorising Economic Nationalism” (Nations and Nationalism)で Nations and Nationalism Prize を受賞。主な著書に『TPP 亡国論』(集英社新書)、『日本思想史新論』(ちくま新書)、山本七平賞奨励賞受賞、『富国と強兵』(東洋経済新報社)、『小林秀雄の政治学』(文春新書)、『奇蹟の経済教皇』



9784396116767



1920295009603

ISBN978-4-396-11676-7

C0295 ¥960E

定価：本体960円＋税

祥伝社

新聞も、雑誌も、ネットも間違いだらけ

2022年末、政府は2023年度から5年間の防衛費をおよそ1.6倍の43兆円とする方針を決定しました。現在、この財源をどうするかが大きな問題になっています。しかし私たちは、そもそも「財源」について本当に知っているのでしょうか？ 「財源とは、支出に必要な「お金」のことだ。では「お金」とは何でしょう？ その「お金」はどこから、どうやって生まれるのでしょうか？ 実は、正しい答えを知っている人はきわめて少なく、政治家や官僚はもちろん、経済学者ですら間違った理解をしている人が非常に多いのです。本書では、貨幣とは何かという根本論から説き起こし、財源をどう確保するかを論じています。難しいことは書いていないのですが、読了後は愕然とするかも知れません。

中野剛志

読んでいただいてもかまいません。ただし、本書を最後まで読み通した後で、序章に戻つて読んでみてください。きっと、標然めがとすると思います。

なお、引用に際しては旧字・旧仮名づかいを現行に改め、ふりがなを加えました。

2023年3月

中野剛志

目次

はじめに——「財源」とは何か 3

序章 防衛財源を巡る様々な見解 17

第一章 貨幣とは、何だろうか 29

商品貨幣論 30

数千年前に存在した信用システム 31

信用貨幣論 33

流通する貨幣の大半は、現金ではない 34

民間銀行はいかにして貨幣を生み出すか 36

民間銀行による貸出しが貨幣を生む	38
民間銀行の貸出しの制約	42
貸出しなくして、貨幣創造なし	44
現金通貨はどうして信頼されているか	45

第二章 資本主義の仕組み

知っているようで知らない「資本主義」	50
資本主義における貨幣の循環	53
貨幣循環の仕組み	55
デフレは、資本主義の死	63
デフレになると、経済はどうなるか	62

第三章 資本主義と国家財政

貨幣循環(民間部門)	68
貨幣循環(政府部門)	70
デフレ悪化は資本主義の崩壊を招く	75
政府には、返済能力の制約はない	81
政府債務は完済せずとも可	83
貨幣を創造し、徴税権力を有する日本政府は破綻しない	85
現代貨幣理論(MMT)	86
財政赤字は、むしろ正常な状態	88

第四章 資本主義における経済政策

実物資源の制約	92
財政支出は、ヒトやモノなどの実物資源には制約される	94
資本主義以前の社会	96
なぜ資本主義経済は成長するのか	100
財政支出と経済成長	102
日本だけがデフレであり続けた理由	105
「機能的財政」という考え方	106
「健全財政」と「機能的財政」 2つの考え方	110

財政支出は「高インフレになる前まで」 111

第五卷 「国民の負担」とは何か 117

機能的財政における税の考え方 118

経済成長による財源の確保? 120

「経済成長による税収増」と防衛財源 122

真の国民負担とは何か 124

実物資産の制約こそ「国民の負担」 126

経常収支赤字は負担になるか 128

今を生きる世代の負担 130

第六卷 インフレの問題 135

M M Tに対する批判 136

M M Tの概要 138

固定為替相場制という制約 139

日本政府に財政破綻の可能性はない 141

2つのインフレ 142

野口悠紀雄教授の「生兵法は大怪我の基」 145

ハイパーインフレの正体 147

コストプッシュ・インフレ対策 151

政府による産業政策が必要になる 153

「将来世代へのツケ」の正体 155

第七卷 金利の問題 159

3つの財源? 160

学者にあるまじき振る舞い 162

民間貯蓄は増える 164

政府支出の実際 169

「財政破綻説」は間違っていた 173

経済学者たちの妄言 174

「インフレーション」のオオカミ少年 177

伊藤元重、吉川洋、東大教授たちの誤謬 179

第八 矢野論文の衝撃 181

不都合なMMT批判 182

現役財務次官の見解 189

片腹痛い矢野氏の「大和魂」 191

矢野論文の問題点 194

日本国債のデフォルトなど起きない 198

フニのくち 201

第九 自己制裁 203

日本の財政運営はカラペギス 204

憲法第九条と財政法第四条 220

第十 歴史の教訓 227

朝日新聞の社説 228

財政規律と国民の安全と、どちらが大事か 231

資本主義の仕組みを理解していた高橋是清 235

増税を要求していた日本陸軍 241

歴史の反省 244

終戦直後のインフレ 246

歴史の証言 248

奇妙な論理 252

おわりに——最後の問題 256

失敗の本質

狂日本

Japanese economy the essence of failure

三橋貴明

誤った貨幣観が国を滅ぼす

植田・日銀新総裁は
すでに失敗
している!?

デフレでの
増税は
超愚策

金利上昇で、住宅ローン支払者の
阿鼻叫喚が始まる 定価1650円(10%税込)

小学館

ISBN978-4-09-38897-4

C0033 ¥1500E

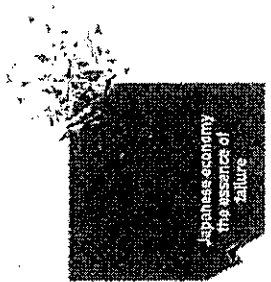
定価：[本体1,500円]+税
小学館



9784093888974



1920033015002



国民よ、目を覚ませ!

- 政府の赤字は国民の黒字である
- 政府支出を減らしているからGDPが伸びない
- 税金は財源ではない
- 国債償還ルールは世界中で日本だけ
- 「財源確保法」成立で先進国から滑り落ちる

三橋貴明

小学館

はじめに

第1章

なぜ戦争は起きるのか

- ・生存目的のために共同体を構成する……………12
- ・生産の連鎖の上で生きている……………15
- ・安全保障のためにも共同体は必要不可欠……………22
- ・移民と戦争の大問題……………25
- ・世界の歴史は「大虐殺」で満ちあふれている……………29
- ・「災害死史観」と「紛争死史観」……………32
- ・リスクの評価が適切にできない……………35
- ・農耕・牧畜文明こそが「戦争」を生み出した……………38

- ・敗北した部族の男たちは髡殺しにされる……………43
- ・絶対王政による不満が「ブルジョア革命」を引き起こした……………49
- ・勝敗の命運を決めるのは「物質」にほかならない……………53
- ・第一次世界大戦でドイツが敗れた理由……………57

第2章

大東亜戦争期と酷似する現在の日本政府

- ・リベラリズムとリアリズム……………64
- ・なぜ国内の経済政策が市場に従わなければならないのか……………69
- ・金解禁で日本経済は大混乱に陥った……………72
- ・ノモンハン事件の衝撃……………77
- ・帝国は「特定の誰か」の利益追求のための統治形態……………80
- ・アメリカが日本ではなく中国についた意外な理由……………83
- ・「南京大虐殺」はアメリカ人宣教師たちの情報戦の一環？……………89
- ・日本のGDPはアメリカの2割に過ぎなかった……………94

第3章

・石油の禁輸が日本にとっての「致命傷」となった	98
・米海軍を「待ち構えて戦つ」はずだった	102
・チャーチルの悲壮感あふれる苦惱	106
・「バトルハット」攻撃こそが余計だった	111
・帝国陸軍は「失敗の分析」を生かさなかった	116
・失敗の責任を誰も取らない	120
・災害死史観の呪縛	126
・現代日本は最大の「亡国の危機」を迎えている	128

狂った貨幣観と大本営と化した財務省

・所得割出のプロセス	134
・政府が支出を減らすとGDPは成長しない	138
・デフレなのに相次いだ増税	142
・アダム・スミスの時代から間違っていた	144

・「借用証書」が貨幣の正体	149
・「瓦礫」でも通貨として通用する	154
・貨幣とは「貸借関係」の情報に過ぎない	157
・銀行預金はどのように生まれるのか	161
・国債の60年償還ルールを定めているのは世界で日本だけ	173
・一般会計歳出の伸びは2000億円に過ぎなかった	184
・プライマリーバランスの黒字化は国民貧困化につながる	189
・財務省自らがデフォルトを否定している	194
・緊縮財政が財務省の「事業」になった	199
・財務省に踊らされる国会議員	203
・骨太の方針に落まされた嵐	209
・政府の赤字は民間の黒字	212
・「直間比率の是正」という大嘘	216
・「消費税は第二法人税なのですよ」	221
・欠陥だらけの消費税	224
・下がり続ける実質賃金にコストプッシュ型インフレが襲いかかった	228

・ 政府支出の増大でデフレは脱却できる	233
・ 解消されない資源不足という大問題	238
・ 税金は財源ではない	241
・ 日本を亡国に導く大新聞	245
・ 「財源確保法」成立で日本は終わる	249
おわりに く 大東亜戦争期の日本と、現代の日本	251

なぜ戦争は起きるのか

第1章

Japanese economy
the essence of failure

憲政史上 最長政権は

これ倒れた

二〇二三年七月八日、選挙演説中に凶弾に撃たれ、
非業の死を遂げた安倍晋三元首相の肉声。
なぜ、憲政史上最長の政権は実現したのか。
一次政権のあつけない調議の後に確信したこと、
米中露との駆け引き、政権を倒しに来る野党、党内外の反対勢力との罅隙……。
乱高下する支持率と対峙し、孤独な戦いの中で、逆風を恐れず、解散して勝負に出る。
この繰り返して形勢を逆転し、回し続けた舞台裏のすべてを自ら総括した歴史的資料。
オバマ、トランプ、プーチン、習近平、メルケルら各国要人との秘話も収録。
あまりに機微に触れる——として一度は安倍元首相が刊行を見送った
36時間にもわたる未公開インタビューの全記録。

手の内と舞台裏のすべてを明かす

ISBN978-4-12-005634-5

C0031 ¥1800E

定価 本体1800円＋税



9784120056345



1920031018005

安倍晋三 回顧録

計18回、36時間にもわたる
未公開の肉声を全収録

中央公論新社

安倍 回顧録



中央公論新社
定価1980円(10%税込)

安倍晋三 (著)

橋本五郎 (聞き手)
尾山宏 (聞き手)
北村滋 (監修)

知られざる宰相の

孤独 決断 暗闘

計18回、36時間にもわたる未公開の肉声を全収録

目次

なぜ『安倍晋三回顧録』なのか——「歴史の法廷」への陳述書 1

第1章

コロナ蔓延 ダイヤモンド・プリンセスから辞任まで 21

2020

プロローグ	23
新型コロナウイルス ギブ&テイクの邦人退避	24
ダイヤモンド・プリンセスを「病院船」と位置付ける	27
進まぬPCR検査 目詰まりの正体は何か	32
厚労省と医師会が動かなかつたワケ	36
リスクを取った一斉休校	39
中国全土の入国制限、法解釈がカベに	42
五輪、延期へ	45
アベノマスクは需給を安定させた	46
緊急事態宣言	48

迷走の末に決まった一律10万円給付	50
北朝鮮による拉致問題と横田滋氏の死去	53
批判広がり、検察庁法改正案を断念	55
河井夫妻逮捕	58
防衛省のミスでイーシスアシヨアは頓挫	59
公明党との連立の意義	63
持病の再発、弱気になった瞬間の辞任決断	65
総裁選	68

第2章

総理大臣へ！ 第1次内閣発足から退陣、再登板まで 71

2003-12

宰相を目指すまで	73
第1次内閣発足 靖国と尖閣は「冷凍庫路線」で乗り切る	78
全面突破の政権運営	81
相次ぐ閣僚の問題発言と不祥事	84
参院選惨敗と退陣	87

隊新營胆	89
ミニ集会で足元を固める	91
日銀と財務省の誤りを確信する	93
総裁再登板へ	95

第3章

第2次内閣発足 T P P、アベノミクス、靖国参拝 103

2013	第2次内閣発足	105
	T P Pで突っ込む 政権の体力があるからこそ	107
	アベノミクス始動	111
	内閣法制局長官交代、集団的自衛権の憲法解釈変更へ	115
	五輪招致決めた皇室の力	118
	焦点となった特定秘密保護法	120
	靖国参拝	122

第4章

官邸一強 集団的自衛権行使容認へ、
国家安全保障局、内閣人事局発足 125

2014	国益重視の国家安全保障会議(N S C)	127
	T P P巡るオバマ大統領との応酬	131
	集団的自衛権の行使容認へ憲法解釈を変更	133
	官邸一強の象徴? 内閣人事局発足	138
	日朝交渉 期待外れのストックホルム合意	140
	ロシアのクリミア併合 制裁巡り不協和音のG 7	142
	増税延期を掲げた「奇襲」の衆院解散	146

第5章

歴史認識 戦後70年談話と安全保障関連法 151

2015	「イスラム国」による日本人質殺害事件	153
	米議会上下両院合同会議で演説	155
	キーワード網羅した戦後70年談話	160

自民参考人が安全保障関連法案を「違憲」と指摘する事態	163
岸、池田内閣に学び、支持率回復へ	168
裏切られた慰安婦合意	170

第6章

海外首脳たちのこと オバマ、トランプ、メルケル、 習近平、プーチン 175

1時間半もの長電話 米国トランプ大統領との会話	177
秋田犬「ゆめ」とともに安倍氏を出迎えたロシアのプーチン大統領	181
自信を深めていった中国の習近平國家主席	185
中国を重視したドイツのメルケル首相	188
英国のキャメロン、メイ、ジョンソン 3人の首相のこと	190
フランスのオランドとマクロン、両大統領との思い出	192
EU首脳の前で俳句を詠むことに……	195
蘇州のアボット首相に助けられる	198
ドナルド・トランプ大統領にネタニヤフ首相 「猛獣使い」と呼ばれて	202
台湾の李登輝總統の國家観に感銘を受ける	205

第7章

戦後外交の総決算 北方領土交渉、天皇退位 209

2016	衆参同日選の思惑	211
	被災地支援は「アツシユ」型へ	213
	北方領土交渉を加速へ	215
	伊勢志摩サミット	219
	オバマ大統領の広島訪問	222
	増税先送りへ	223
	小池百合子氏が初の女性都知事に	227
	自民党幹事長に二階俊博氏	228
	天皇陛下が退位を示唆	230
	米大統領選でトランプ氏当選	233
	安倍氏の本籍地、山口県長門市で日露首脳会談	239
	真珠湾訪問	242

第8章

ゆらぐ一強

トランプ大統領誕生
森友・加計問題、小池新党の脅威

243

2017

- ゴルフ外交と北朝鮮のミサイル発射 245
- 森友学園問題が浮上 249
- 党則を改正し、総裁任期を延長 252
- 憲法9条改正に意欲 255
- 加計学園の獣医学部新設問題も浮上 256
- 天皇退位の特例法成立 259
- 東京都議選で自民惨敗 261
- 小池氏は「ジョーカー」 263
- 二度目の衆院解散 267
- 解散で財務省も財政健全派も黙らせる 270
- トランプ大統領が初来日 274

第9章

揺れる外交

米朝首脳会談、中国「二帯一陸」構想
北方領土交渉

277

2018

- 社会の認識変えた働き方改革 279
- 厚労省の資料改竄 281
- 森友問題再燃、財務省による決裁文書の改竄 285
- 北朝鮮情勢の転機は平昌冬季五輪 289
- 史上初の米朝首脳会談へ、揺らぐ圧力路線 292
- 中国の「二帯一陸」とAIIIB構想 298
- オウム真理教事件、13人の死刑執行 302
- 石破氏との一騎打ち、自民党総裁選 304
- 安倍政権を倒そうとした財務省との暗闘 310
- 自由で開かれたインド太平洋 313
- 7年ぶりの訪中、中国との付き合い方 318
- 徴用工裁判 324
- 北方領土交渉打開へ、2島返還に舵 326

新元号「令和」へ

トランプ来日、ハメネイ師との会談
韓国、G S O M I A 破棄へ

2019

新元号「令和」に 幻の「万和」と「天翔」 335

毎月勤労統計の不適切調査 341

桜田五輪相、塚田園交副大臣の失言 344

トランプ大統領、国賓来日 345

イランのハメネイ師、ロハニ大統領との会談 350

G 20 首脳会議 353

孝後2000万円問題 356

参院選、憲法改正の争点化狙う 357

日米貿易交渉が決着 359

通算在任日数が桂太郎首相を抜き歴代最長に 362

桜を見る会 363

韓国、G S O M I A 破棄へ 日韓関係は悪化の一途 365

自衛隊を中東に派遣へ 368

憲政史上最長の長期政権が
実現できた理由

第1次内閣の挫折こそが最大の糧 377

ともに挫折を経験した人たちと 379

リーダーは育てるものではない 382

保守派論客の支持 383

経済最優先が国民のニーズだった 385

政権が揺らぐのは、自民党内の信頼を失う時 388

動画、ツイッター、インスタグラム 392

謝 辞 395

資料

397

安倍政権の歩み 398

外国訪問先一覧 407

安倍内閣支持率の推移 414

選挙結果 420

スピーチ 安倍晋三施政方針演説／安倍晋三首相就任会見 422

弔 辞 岸田文雄首相／菅義偉前首相／麻生太郎元首相 446

追悼演説 野田佳彦元首相 457

人名索引 472


安倍晋三回顧録

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	古林 良崇	整理番号	6		
費 目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費				
支 払 内 容	京都新聞・洛タイ新報 4月分				
支 払 金 額	5,650 円	按分率	100 %	計 上 額	5,650円
按分率の考え方					
備 考					

(領収書は、重ならないように貼付してください。)

2023年04月分

 領 収 証

No. 

田辺中央3丁目3-1
プレステージ老番館106
古林 良崇 様

銘 柄	部	金 額
京都新聞セット※	1	4,400
洛タイ新報※	1	1,250
合 計		¥ 5,650
※は軽減税率対象品目		

お知らせ *23.4.25*
長期配達スタッフ募集中。
毎度ご購入有難うございます。
左記の通り領収致しました。
8%対象 ¥5,650(消費税 ¥418)

京都新聞京田辺市販売所

〒610-0331
京田辺市田辺蕪木22-30
TEL: 0774-62-3443

FAX: 0774-62-4129



第5号の2様式 (第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	古林 良崇	整理番号	7		
費 目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費(資料購入費)・事務所費・事務費・人件費				
支 払 内 容	聖教新聞・公明新聞 4月分				
支 払 金 額	3,821 円	按分率	100 %	計 上 額	3,821 円
按分率の考え方					
備 考					

(領収書は、重ならないように貼付してください。)

新聞購読料 領 収 証

古林 良崇 様

ご購入ありがとうございます。

下記金額を正に領収いたしました。

2023年4月分

領収日 5月2日

領収金額	¥3,821
------	--------

品 名	定価(税込)	部 数	金 額
聖教新聞※	1,934	1	1,934

その他購読料等 領 収 証

品 名	定価(税込)	部 数	金 額
公明新聞※	1,887	1	1,887

※は軽減税率対象品目です。

(10%対象 0)

(8%対象 3,821)

販売店 魚井 万徳

住 所 相模郡精華町祝園 上之坪15-31

TEL 0774-98-4610 FAX 0774-98-4611

お申込№ 26064-15134(1060)



第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	古林 良崇		整理番号	8	
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費				
支払内容	日本農業新聞 4月分				
支払金額	2,623 円	按分率	100 %	計上額	2,623 円
按分率の考え方					
備考					
(領収書は、重ならないように貼付してください。)					

No. 266632

(印紙貼付欄)

領 収 書

古林良崇 様

金 額	百万		千		円
			¥	2	623

上記金額正に領収致しました。

但し、

農業新聞代りて。

2023 年 4 月 28 日

●▲ 京都やましろ農業協同組合

取扱者印

※ 金額を訂正したもの、複写で書かれていないもの及び取扱者印のないものは無効

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	古林 良崇	整理番号	9
費 目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費(資料購入費)・事務所費・事務費・人件費		
支払内容	読売中高生新聞 4月分		
支払金額	850円	按分率	100% 計上額 850円
按分率の考え方			
備 考			

(領収書は、重ならないように貼付してください。)

 領 収 書

区域003 全戸0109-050お問合せ

お名前 古林 良崇 様

田辺中央3-3-1

プレスステージ書番館 106

5年 4月分

銘 柄	部 数	金 額	◇左記の通り領収しました
1 読売中高生新聞	1	850	
2			
3			
合 計		850円	領収日23年5月1日

毎度ご購読有り難うございます。
今後共宜しく願いたします。

読売センター松井山手 TEL0774-62-6491
京田辺市松井ヶ丘1丁目2-4



① 政務活動の拠点		<input type="checkbox"/> 自宅	<input checked="" type="checkbox"/> 自宅以外	④⑤は自宅の場合記入不要	
② 所在地		住所：京都府京田辺市田辺中央3丁目3-1 プレステージ老番館106号 電話：0774-64-7078 延べ床面積 70.92 m ²			
③ 他用途との兼用		<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 後援会の事務所 <input type="checkbox"/> 政党支部の事務所 <input type="checkbox"/> その他 ()			
④ 建物の所有区分		<input type="checkbox"/> 自己又は生計を一にする親族の所有 <input checked="" type="checkbox"/> 賃借物件 (賃貸借契約先 有限会社ティエーエム) 所有者 <input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 (議員との関係 :) <input type="checkbox"/> 関連会社等 (所在地 :) <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外の第三者 <input type="checkbox"/> その他 ()			
⑤ 敷地の所有者		<input type="checkbox"/> 自己 <input type="checkbox"/> 生計を一にする親族 (議員との関係 :) <input type="checkbox"/> 関連会社等 <input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 (議員との関係 :) <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外の第三者			
⑥ 基本的な按分率の考え方	事務所費及び事務費	<input checked="" type="checkbox"/> 事務所の使用実態による場合 (政務活動に要した使用領域 (面積等)、使用時間等) <input type="checkbox"/> 全体使用面積 m ² (X) 内、政務活動使用面積 m ² (Y) <input checked="" type="checkbox"/> 全体使用時間 239時間00分 $\text{日}(\text{時})$ (X) 内、政務活動使用時間 197時間30分 $\text{日}(\text{時})$ (Y) $(Y) / (X) = 197\text{時間}30\text{分} / 239\text{時間}00\text{分}$ <input type="checkbox"/> その他 ()			按分率 8 / 10
	人件費	<input checked="" type="checkbox"/> 職員の活動実態による場合 (政務活動の業務に従事した時間、日数) <input checked="" type="checkbox"/> 全体活動業務時間 239時間00分 $\text{日}(\text{時})$ (X) 内、政務活動業務時間 197時間30分 $\text{日}(\text{時})$ (Y) $(Y) / (X) = 197\text{時間}30\text{分} / 239\text{時間}00\text{分}$ <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 職員の使用実態が明らかでない場合			按分率 8 / 10
⑦ 事務所賃借料の計上		<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 8 / 10 (按分率の考え方： ⑥と同様)			
⑧ 駐車場代の計上		<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 8 / 10 (按分率の考え方： ⑥と同様)			
⑨ 光熱水費等の計上		<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 8 / 10 (按分率の考え方： ⑥と同様)			

⑩ 固定電話・インターネット等通信費の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 8 / 10 (按分率の考え方: ⑥と同様)
⑪ その他の事務費の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 8 / 10 (按分率の考え方: ⑥と同様)
⑫ 人件費の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 人 按分率 / (按分率の考え方:) <input type="checkbox"/> 関連会社等の役員・社員 人 按分率 / (按分率の考え方:) <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外の第三者 1 人 按分率 8 / 10 (按分率の考え方: 政務活動時間 / 政務外活動時間に対する按分) <hr/> 計 1 人
⑬ 私的活動又は関連会社等の業務との混在	(①で政務活動の拠点を「自宅」とした場合及び④で建物の所有区分を「賃借物件」、所有者を「関連会社等」とした場合のみ記入) <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (<input type="checkbox"/> 事務所賃借料 <input type="checkbox"/> 駐車場代 <input type="checkbox"/> 光熱水費等) (<input type="checkbox"/> 固定電話等通信費 <input type="checkbox"/> その他の事務費 <input type="checkbox"/> 人件費)
⑭ 添付書類	(⑦を計上の場合) <input checked="" type="checkbox"/> 事務所の賃貸借契約書の写し (⑫を計上の場合) <input checked="" type="checkbox"/> 職員の雇用契約書の写し <input checked="" type="checkbox"/> 勤務実績表
⑮ 補足事項等	事務所契約は第2条の規定により自動延長される。

- 注 1 政務活動の拠点が複数箇所ある場合は、当該拠点ごとに作成してください。
- 2 必要な箇所を記入するとともに、□の該当する項目にレ印又は■を付けてください。
- 3 「関連会社等」とは、自己又は生計を一にする親族が、役員、顧問その他の職についている会社その他の法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。）をいいます。
- 4 ⑥で「使用時間」により按分率を算定する場合は、月単位の平均の日・時間又は年単位の日・時間で記載してください。
- 5 ⑭の添付書類は、該当する書類を、この説明書に添付してください。なお、「勤務実績表」とは、人件費の計上に係る職員の勤務実績を議員が証する書類で議長が別に定めるものをいいます。

[参考] 按分の基本的な考え方

- 政務活動と政務活動以外の活動とが不可分の場合は、次のいずれかの方法で按分
- ア 政務活動に要した使用実態（使用領域（面積等）、使用時間等）により按分
- イ 政務活動の割合が明らかでない場合は、1 / 2 で按分

事業用建物賃貸借契約書

貸主 XXXXXXXXXX 様 (以下「甲」という) と
 借主 古林 良崇 様 (以下「乙」という) とは
 下記事業用建物 (以下「本物件」という) について、以下の条項により賃貸借契約を締結する。

1. 物件の表示 (A)

名 称	プレステージ番館 1F事務所 (106号)		
所 在	京田辺市田辺中央3丁目3番地1	家 屋 番 号	3番12
用 途	<input checked="" type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 店舗	種 類	<input type="checkbox"/> 戸 建 <input checked="" type="checkbox"/> ビル <input type="checkbox"/>
建物の構造	鉄筋コンクリート造		5 階建
床 面 積	1 階 106号	70.92 m ²	約21.45 坪)
事 業 内 容	京都府議会議員の事務所		

2. 賃貸借の条件 (B)

契約期間	令和元 年 6 月 1 日 から XXXX 月 XX 日まで 2 年間		
解約告知期間	乙	3 ヶ月前	
賃 料	月 額	108,000 円	敷 金
	内消費税	8,000 円	
共 益 費	月 額	2,160 円	礼 金
	内消費税	160 円	
更新事務手数料	10,000円 (税別)		駐 車 場
水道代	月 額	個別検針	火災保険料
			2年
			20,000 円
			円
支 払 方 法	<input checked="" type="checkbox"/> 貸主指定口座振込 (振込み手数料は借主の負担とする) <input type="checkbox"/> 持参 <input type="checkbox"/>		

(1)振込みの場合

賃料等の 振込先	<input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	金融機関名	京都中央信用金庫 田辺駅前 支店
	口座番号	0017812	名義人 有限会社 ティーイーエム

(2)持参の場合

持参先	住所	
	氏名	
支払期限	①翌月分を毎月末日までに支払う (銀行振込) ②振込手数料は乙の負担とする	

3. その他

貸与する鍵	No	本	No	本	No	本	No	本
借 主 緊急連絡先	氏 名	XXXXXXXXXX	自 宅 電 話	XXXXXXXXXX				
			携 帯 電 話	XXXXXXXXXX				
	会社電話		会社名一部署					
貸 主	氏 名	XXXXXXXXXX	住 所	XXXXXXXXXX				
管 理 者	氏 名	有限会社ティイーエム	住 所	京田辺市田辺中央4丁目2番地2				
	電話番号	0774-64-8434						
	担当者		電 話					
所 有 者	氏 名	XXXXXXXXXX	住 所	XXXXXXXXXX				

付 属 設 備	
(特約事項) 26条参照	

甲と乙は、本物件について賃貸借契約を締結し、その証として本契約書2通を作成し、甲乙及び連帯保証人（以下「丙」という）が署名（記名）押印のうえ、甲乙各1通を保有するものとする。

令和 / 年 5 月 25 日

貸主(甲)

住 所

[Redacted]

氏 名

[Redacted]

借主(乙)

住 所

京田辺市大住西角 96

氏 名

古 杯 良 崇



連帯保証人(丙)

住 所

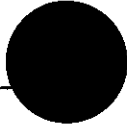
[Redacted]

連 絡 先

[Redacted]

氏 名

[Redacted]



宅地建物取引業者・宅地建物取引主任者
免許番号 京都府知事 (3) 第12174号

事務所所在地 京田辺市田辺中央1丁目6
商号 株式会社 京都ベストホ
代表者氏名 奥 景一朗

登録番号(大阪府)知事 第089461号
奥 景一朗

契約条項

第1条 (目的)

甲は乙に対し標記物件(A) (以下「本物件」という)を賃貸し、乙はこれを賃借する。

第2条 (契約期間及び更新)

- 1 契約期間は標記(B)のとおりとする。
- 2 甲及び乙は協議のうえ本契約を更新することができる。
- 3 甲は乙から契約期間満了の3ヶ月前までに、本契約の存続に関し書面による何らの申し出がない場合は、当該期間の満了の翌日より起算してさらに期間・賃料等について同一条件にて本契約は合意更新されたものとする。
- 4 本契約が更新される場合には乙は甲に対し標記(B)の更新料を支払わなければならない。

第3条 (使用目的)

乙は本物件を標記(A)の事業内容で使用するものとしなければならない。

第4条 (賃料)

- 1 乙は標記(B)のとおり甲に賃料を支払わなければならない。
- 2 1ヶ月に満たない期間の賃料は日割り計算した額とする。解約月の日割り計算は行わないものとする。
- 3 乙は解約申入れをした場合でも解約の効力が発生する日までの賃料を支払わなければならない。
- 4 甲及び乙は次の各号のいずれかに該当する場合には契約期間中であっても賃料を改定することができる。
 - ① 土地または建物に対する租税その他の負担の増減により賃料が不当となった場合
 - ② 近傍同種の建物の賃料に比較して賃料が不当となった場合

第5条 (敷金・礼金)

- 1 乙は本契約から生じる乙の債務の担保として標記(B)の敷金を本契約締結と同時に甲に預け入れるものとする。
- 2 乙は本物件を明け渡すまでの間敷金をもって賃料・管理・共益費等その他債務と相殺することができない。
- 3 乙は敷金返還請求権を第三者に譲渡または担保の目的に供してはならない。
- 4 乙は本物件契約締結時に、標記(B)の礼金を維持時金として支払う。尚、礼金は返還されないものとする。
- 5 甲は本物件の明渡しがあったときは遅延なく標記(B)の敷金を無利息で乙に返還しなければならない。ただし本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には、当該債務の額とは別に、さらに請求することができる。

第6条 (管理費・共益費等)

- 1 乙は管理・共益費及び付属施設料ならびに乙の使用によって生ずる諸費用(以下「管理・共益費等」という)を標記(B)のとおり甲に支払わなければならない。
- 2 1ヶ月に満たない期間の管理・共益費等は日割り計算した額とする。解約月の日割り計算は行わないものとする。
- 3 乙は解約の申入れをした場合でも解約の効力が発生する日までの管理・共益費等を支払わなければならない。
- 4 甲及び乙は管理・共益費等が第4条第4項に準じる事由により不当となったときは改定することができる。
- 5 乙はつぎの各号に定める料金等を負担しなければならない。
 - ① 電気・ガス・水道及び電話その他乙の専用設備にかかる使用料金
 - ② 衛生・防火・防犯その他乙の負担すべき費用
 - ③ 本契約締結と同時に加入する火災保険等料金

第7条 (反社会的勢力の排除)

貸主(甲)及び借主(乙)は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

- ① 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という)ではないこと。
- ② 自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう)が反社会的勢力ではないこと。
- ③ 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
- ④ 自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為
 - イ 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

第8条 (禁止または使用の制限)

- 1 乙は本物件を標記の用途の目的のみに使用しなければならない。
- 2 乙は甲の書面による承諾を得ることなく本物件の全部または一部につき賃借権を譲渡または転貸してはならない。
- 3 乙は本物件の使用に当たり、次に掲げる行為を行ってはならない。
 - ① 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること。
 - ② 本物件または本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、または威勢を示すことにより、付近の住民または通行人に不安を覚えさせること。
 - ③ 本物件に反社会的勢力を居住させ、または反復継続して反社会的勢力を出入りさせること。
- 4 乙は甲の書面による承諾を得ることなく本物件の増築・改築・移転・もしくは模様替または本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。
- 5 乙は本物件において危険な行為・騒音・悪臭の発生その他近隣の迷惑及び共同生活を乱す行為衛生上有害となる行為ならびに本物件に損害を及ぼす行為等をしてはならない。

第9条 (内部造作及び設備の新設等)

乙が次の行為をするにはあらかじめ文書及び図面により甲の承諾を得ることを必要としその費用は乙の負担とする。

- ① 本物件内の造作・改造・間仕切・建具等の新設または模様替えをするとき
- ② 照明灯の増設・移転・電話の引き込み架設・給排水・ガス及び電気等の設備の新設・増設・移転・変更等をするとき
- ③ 金庫その他貴重物を搬入据付するとき
- ④ 看板及び広告設備をするとき

第10条 (規約の遵守等)

- 1 乙は本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。
- 2 乙は管理規約・使用細則等を遵守するとともに甲が本物件管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。

第11条 (通知義務)

乙は次の各号のいずれかに該当する場合には甲または甲指定の管理人にすみやかに通知しなければならない。

- ① 乙の氏名・緊急時の連絡先等に変更がある場合
- ② 乙の連帯保証人に住所・氏名・電話番号等の変更がある場合
- ③ 乙が本物件を長期間不在にする場合の行先・期間・緊急連絡先等
- ④ 本物件に変更が生じたまたは甲の負担において修繕を要する箇所が生じた場合
- ⑤ 乙が法人の場合標記の記載事項に変更があった場合

第12条 (契約解除)

- 1 乙が次の各号の一つに該当する場合、甲は相当の期間を定めて乙に催告し本契約を解除することができる。
 - ① 本物件を甲の承諾なくして1ヶ月以上使用しないとき
 - ② 解散・破産・民事再生等の申立てがあったとき
 - ③ 銀行の取引停止または差押・仮差押・仮処分・強制執行等を受けたとき
 - ④ 主務官庁から営業許可の取消または停止の処分を受けたとき
 - ⑤ 本契約またはこれらの付随して締結した契約の条項の一つに違反したとき
- 2 乙が次の各号の一つに該当する場合、甲はなんらの催告を要せず即時本契約を解除することができる。
 - ① 乙が第8条第3項に掲げる行為を行った場合
 - ② 乙またはその同居人に暴力団若しくは極左・極右団体の構成員またはこれらの支配下にあるものを本物件に反復継続して出入りさせたり近隣居住者の平穏を害するおそれのある行為があった場合
 - ③ 乙が本物件を暴力団若しくは極左・極右団体の事務所等として使用した場合、あるいは第三者に同様の目的で使用することを許諾した場合
- 3 甲または乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして本契約を解除することができる。
 - ① 第7条の確約に反する事実が判明したとき
 - ② 契約締結後に自らまたは役員が反社会的勢力に該当したとき

第13条 (途中解約)

- 1 乙は何らの事由がなくても3ヶ月以上前の予告期間をもって甲に対し書面で解約を申し入れることができる。この場合予告期間の満了と同時に本契約は終了する。
- 2 前項の規定にかかわらず乙は3ヶ月分の賃料相当額を甲に支払うことにより即時に本契約を解除することができる。
- 3 第1項及び第2項による解約の申し入れは書面によるものとする。

第14条 (賃貸借期間開始前の解約)

- 1 乙が本契約締結後、賃貸借期間開始前に本契約を解除する場合、甲に対し書面による解約の申し入れをするものとし、乙は賃料の3カ月分に相当する額を甲に支払うものとする。
- 2 甲は乙より預託を受けた保証金を任意に前項の金員に充当できるものとする。

第15条 (明渡し)

- 1 乙は明渡日を事前に甲または甲指定の管理人あてに通知し立会日を協議したうえ本契約が終了するまでに本物件を明渡さなければならない。ただし第12条の規定にもとづき本契約が解除された場合にあっては直ちに本物件を明渡さなければならない。
- 2 前項の場合には乙は本物件内に取付・施設した造作・間仕切・建具等及び諸設備を乙の費用で撤去し本物件を原状に回復して甲に明渡さなければならない。
- 3 甲は前項の規定にかかわらず乙が原状回復をしない場合には、乙の費用負担のもとに原状回復をすることができる。この場合には甲は原状回復費用の内訳を乙に明示するものとする。
- 4 乙は本物件の明渡しに際しては残存物をすべて処理し公共料金等の精算を済ませたうえ鍵等の貸与されたものを返還するものとする。
- 5 乙は甲に対して甲の同意を得て付加または買い受けた造作について買い取りの請求を行わないものとする。

第16条 (立ち入り等)

- 1 甲または甲指定の管理人は本物件の防火・構造の保全その他管理上特に必要があるときはあらかじめ乙の承諾を得て本物件に立ち入り点検し適宜な措置を講ずることができる。
- 2 前項の規定にかかわらず甲または甲指定の管理人は緊急に立ち入る必要がある場合においては あらかじめ乙の承諾を得ることなく本物件に立ち入ることができる。ただし甲は乙の不在時に立ち入ったときは立ち入り後その旨を乙に通知しなければならない。

第17条 (解除通知等の送付先)

甲または乙が相手方に対し本契約解除通知等をなすにあたり賃貸借条件の概要記載の書類送付先あるいは変更届出のあった住所に宛てて通知書等を発送した場合には、相手方の受領拒絶あるいは所在不明等で到達しなかった場合でも通知到達すべきときにその意思表示は相手方に到達したものとす。

第18条 (解除後の本物件内の乙所有動産の処分等)

- 1 本契約が解除されたにもかかわらず乙が所在不明の為乙自身が本物件を明け渡すことができない場合には、乙は本物件内の動産の処分権限を連帯保証人丙に授与し丙は乙の承諾を要することなく丙の判断で本物件内の動産を廃棄等の処分ができるものとする。なお賃貸借条件の概要記載の書類送付先・変更届出のあった住所・住民票記載の住所・連帯保証人の住所、以上の全ての住所に宛てて乙に対し書類等を送付しても乙から何らの回答のない場合には所在不明とみなす。
- 2 前項の場合において甲が丙に対し前項の処分を催告したにもかかわらず丙がその処分を怠った場合には、乙は甲に対しても本物件内の動産の処分権限を授与し甲は乙の承諾を要することなく甲の判断で本物件内の動産を廃棄等の処分ができるものとする。

第19条 (契約の失効等)

天災地変その他甲及び乙の責に帰さない事由により、本物件の使用ができなくなった場合、本契約は当然に失効する。

第20条 (損害賠償)

- 1 乙が賃料・管理費等の支払いを遅滞したときは年14.6%の割合による遅延損害金を支払わねばならない。
乙は本契約が終了したにもかかわらず(解除された場合を含む)本物件の明渡しを遅延したときは明渡し完了の日までの間、賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。
- 2 乙は乙と他の占有者等の第三者との間で生じた本物件に関する損害賠償問題等についてはその当事者間で問題を解決するものとし甲はこれに関与しないものとする。

第21条 (立ち退き料等の請求禁止)

本契約が終了した場合乙は甲に対して立退料・移転料・損害賠償その他名目のいかなを問わず一切の請求をしないものとする。ただし本契約が甲の都合により合意解約された場合には甲・乙協議のうえ甲は乙に対し相当の金員を支払う。

第22条 (修理義務)

甲は建物の本体及び付帯設備の維持保全に必要な修繕を行う義務を負う。
賃室内の床・壁・天井(塗装・壁紙の張り替えを含む)の修繕に関する費用は原則として乙の負担とする。
要修繕箇所を発見したときは、乙は速やかに甲に通知しなければならず乙負担の修繕といえども必ず甲と協議の上実施するものとする。

第23条 (連帯保証人の責任)

丙は乙と連帯して仮に丙が更新契約書に署名捺印していなくてもまた法定更新された場合でも本契約が存続する限り本契約から生じる乙の一切の債務を保証するものとする。

乙は連帯保証人が欠けたときまたは現在の連帯保証人が適当でないとき甲が認めるときは甲の請求に従い直ちに甲が承諾する者に連帯保証人を変更しなければならない。

第24条 (協議)

甲及び乙は本契約に定めがない事項あるいは条項の解釈について疑義が生じた場合は民法その他の法令及び慣習に従い誠意をもって協議し解決するものとする。

第25条 (管轄裁判所)

本契約に関する訴訟の管轄裁判所は本物件所在地の管轄裁判所と定める。

第26条（特約条項）

- 1 借主（乙）は当該契約継続中、火災保険に加入しなければならないものとする。
- 2 契約更新時、更新事務手数料として10,000円（税別）を要するものとする。
- 3 乙が本物件及び敷地内に看板、広告類を掲示するときは、事前に甲（貸主）の承諾を必要とし、甲の指定する場所以外に掲示することを禁ずるものとする。
- 4 乙は本物件の内装、設備等を新設・改造修理その他原状を変更するときは、事前に甲の承諾を得なければならないものとし、これらに要する費用は全て乙の負担とする。
- 5 店舗内部・外部造作については、排気及び臭気ならびに騒音について周囲の苦情がでないよう細心の注意を払うよう配慮するものとする。万が一、近隣の苦情が発生した場合は乙が全責任を持って解決するものとする。
- 6 本物件使用に際し近隣住民や他の入居者の迷惑にならないよう充分注意を払うものとし、万が一苦情等の申出があった場合には、乙の責任において善処解決し、甲には一切の迷惑をかけないものとする。
- 7 乙は、内装設備工事等について、建築基準法、消防法ならびにその他関係諸法に違反しないように施工するものとする。
- 8 甲が本物件の維持管理の為に、全部または一部の改装改造、共用部分改修を必要と認め、その工事を施工するときは、乙は異議なくこれを承諾するものとし、万が一乙の営業が中断し来客が減少するようなこと等があったとしても、甲に対してこれに基づく損害の賠償を請求しないものとする。
- 9 事務所のゴミに関しては、民間用の行政指定のゴミ置き場は利用してはならないものとし、事業用のゴミとして乙の責任において処理するものとする。
- 10 テレビ・インターネット等の引き込み工事に要する費用は乙の負担とする。
- 11 既に備え付けのエアコンの性能保証はないものとし、修理、取替えに要する費用は借主負担とする。
- 12 水道料金は管理会社による検針とする。
- 13 当該契約の賃料には別途消費税が設定されており、将来消費税率改定の際は、翌月分の賃料より消費税が変更されるものとする。
- 14 契約解約時は、引き渡し時の状態の手原状回復を借主にて行うものとする。但し貸主ならびに管理会社が認めた部分についてはその限りではないものとする。以下余白

店舗賃貸借契約更新証書

貸主（以下甲）と借主（以下乙）は甲所有にかかる記載の物件において、別紙店舗賃貸借契約書に基づき下記のとおり甲・乙合意の上、契約を更新する。

●目的表示等

(名 称) プレステージ老番館
住居番号 1階事務所(106号室)
(テナント・専有部分70.92㎡)
(所在地) 京田辺市田辺中央三丁目3番地1
(構 造) 鉄筋コンクリート造 5階建

●契約の内容・条件

(店舗家賃) 月額 110,000円(消費税を含む)
(共益費) 月額 2,200円(消費税を含む)
(駐車場代) 月額 7,700円(消費税を含む)
(更新料) なし
(期 間) 2021年 6月 1日から2023年 5月31日の2年間とする。
(その他) 上記以外は従来どおりとする。


家賃等(水道料金を含む)の支払方法

振込払	銀行名 京都中央信用金庫 支店名 田辺駅前支店	預金 普通	口座番号 0017812	名義(フリガナ) ユ) ティエーエム (有) ティエーエム
自動振替				

本契約の成立の証として、本書を2通作成し、甲・乙双方各1通を保有する。

2021年4月12日

貸貸人(甲)	住所	[REDACTED]	〒	[REDACTED]
	氏名	[REDACTED]	TEL	([REDACTED])
貸借人(乙)	住所	京田辺市大住西角96		
	氏名	古林 良崇		
	TEL	[REDACTED]		
連帯保証人	住所	[REDACTED]		
	氏名	[REDACTED]		
	TEL	[REDACTED]		

仲介業者	免許	京都府知事(5)第11419号	TEL(0774) 64-8494	
	所在地商号	京田辺市田辺中央四丁目2番地2 レスピア21 1階 有限会社 ティエーエム		
	取引主任者	(京都)第20122号	前嶋 明弘	

馬主 車庫 使用 契約 書

■■■■■■■■■■ (以下甲という) と、古林 良崇 (以下乙という) は、末尾記載の
駐車場使用規定を遵守する事を条件として双方合意の上、次の通り契約する。

第1条 甲は、■■■■■■■■■■ 所有する駐車場 (NO ■■■■■■) を乙の所有する次の車両
の駐車に使用させる。

車両・車種型式 ■■■■■■

車両登録番号 ■■■■■■

第2条 乙の本駐車場使用期間は、2019年6月1日から2021年5月31日までの2年間
とする。甲又は乙が契約期間満了の日の1年前の日から6ヶ月前の日までに甲・乙のいずれからも
相手方に対し、何ら申し出がない場合は、契約期間満了の日の翌日から起算して2年間、本契約は
従前の条件と同一の条件により更新されるものとし、更新された契約についても、又同様とする。

第3条 本駐車場の使用料は、月極とし1台につき1ヶ月 金 7,000 円也 (消費税別途) とする。
駐車料は、乙が入居するプレステージ 言番館の家賃等と共に支払うものとする。

第4条 契約期間内といえども本駐車場の使用料が、物価の騰貴・公租公課の増額、又は近隣の使用料に
比較して不相当となったときは、甲は使用料を増額できるものとし、乙は異議なくこれに従うもの
とする。

第5条 保証金は 金 21,000 円也 とし、保証金の返還は、本契約解除後1ヶ月以内に行うものと
する。但し、乙の都合で本契約の日より6ヶ月以内に中途解約する場合、甲は乙にこの返還を
要しない。尚、保証金には利息を付さないこととする。

第6条 契約期間満了前に、どちらか一方が契約を解除しようとする場合、1ヶ月前の予告をもって
本契約を解除することが出来る。

第7条 契約期間満了、その他によって契約が終了したときは、乙は遅滞なく車両を引き取るものとする。
乙が車両の引き取りを拒み、又は引き取ることが出来ない場合、甲は乙の費用をもって適宜に処理
することができる。

第8条 本契約につき、乙が甲に対して車庫証明書の発行を依頼したときは、1台につき本駐車場使用料
の1ヶ月分 (消費税別途) を車庫証明発行手数料として甲に支払うものとする。

第9条 車両管理は、各所有者に於いて責任を持つこととし、風水害・地震等の天災、地変、火災、盗難
その他の事故により乙の車両、その他に損害を生じた場合に於いても、甲は一切その責任を負わな
いものとする。

第10条 甲は、駐車車両の積載物、乗用車の荷物、携帯品等乙の車両以外の物品の保管に対しても
その責は負わないものとする。

第11条 乙、又はその代理人、使用人、運転手、同乗者その他の者の故意、又は過失により建物及び
その付帯設備並びに人、他の車両等に損害を生ぜしめた時は、乙は自らの責任に於いてこれらを
甲並びに被害者に賠償しなければならない。

第12条 乙は、本駐車場並びにその付帯設備及び共用部分の使用については、甲の定める末尾記載の駐車
場使用規定及び諸指示を守り、常に善良なる使用者としての注意を払うべき事を確約する。

第13条 本契約は、甲が所有するプレステージ 壱番館の賃借契約者（入居者）である乙と契約するものであり、プレステージ 壱番館の賃借契約が解除され、乙が退居する事となった場合は、本契約第2条或いは第6条にかかわらず解除するものとする。

第14条 本契約に定めない事項については、双方協議の上決定することとする。

上記契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙各々その1通を保管する。

駐車場使用規定

- ① 駐車場内所定の場所以外には格納しないこと。
- ② 車両は駐車場内及び出入りに際しては最徐行すること。
- ③ 夜間、早朝の車両の出入り等は近所に迷惑の掛からぬよう特に静粛にすること。
- ④ 通路等を使用して他の車の出入りを妨害しないこと。
- ⑤ 車両のタンク以外にガソリン等引火又は爆発しやすいものを持ち込まぬこと。
- ⑥ 駐車場に於ける火気及び喫煙を禁止する。
- ⑦ 所定の場所に駐車後は必ず窓を閉め、ドアに鍵を掛けること。
- ⑧ 駐車場内では一切車両の洗車を行わないこと。
- ⑨ 駐車場内でのポロ、紙屑、吸殻、その他の物を捨てぬこと。
- ⑩ 駐車完了後はすみやかに消灯のこと。
- ⑪ 駐車場には契約車両以外のものは一切置かないものとする。

2019年5月25日

甲：

乙：住所

京都府京田辺市大住西角96

電話番号

氏名

古杯 良崇

馬主 車庫 使用 契約 書

〔以下甲という〕と、馬林良崇 (以下乙という) は、末尾記載の
駐車場使用規定を遵守する事を条件として双方合意の上、次の通り契約する。

第1条 甲は、〔 〕 所有する駐車場 (NO 〔 〕) を乙の所有する次の車両
の駐車に使用させる。

車両・車種型式

車両登録番号

第2条 乙の本駐車場使用期間は、2021年7月1日から2023年6月30日までの2年間
とする。甲又は乙が契約期間満了の日の1年前の日から6ヶ月前の日までに甲・乙のいずれからも
相手方に対し、何ら申し出がない場合は、契約期間満了の日の翌日から起算して2年間、本契約は
従前の条件と同一の条件により更新されるものとし、更新された契約についても、又同様とする。

第3条 本駐車場の使用料は、月極とし1台につき1ヶ月 金 7,000 円也 (消費税別途) とする。
駐車料は、乙が入居するプレステージ 香番館の家賃等と共に支払うものとする。

第4条 契約期間内といえども本駐車場の使用料が、物価の騰貴・公租公課の増額、又は近隣の使用料に
比較して不相当となったときは、甲は使用料を増額できるものとし、乙は異議なくこれに従うもの
とする。

第5条 保証金は 金 21,000 円也 とし、保証金の返還は、本契約解除後1ヶ月以内に行うものと
する。但し、乙の都合で本契約の日より6ヶ月以内に中途解約する場合、甲は乙にこの返還を
要しない。尚、保証金には利息を付さないこととする。

第6条 契約期間満了前に、どちらか一方が契約を解除しようとする場合、1ヶ月前の予告をもって
本契約を解除することが出来る。

第7条 契約期間満了、その他によって契約が終了したときは、乙は遅滞なく車両を引き取るものとする。
乙が車両の引き取りを拒み、又は引き取ることが出来ない場合、甲は乙の費用をもって適宜に処理
することができる。

第8条 本契約につき、乙が甲に対して車庫証明書の発行を依頼したときは、1台につき本駐車場使用料
の1ヶ月分 (消費税別途) を車庫証明発行手数料として甲に支払うものとする。

第9条 車両管理は、各所有者に於いて責任を持つこととし、風水害・地震等の天災、地変、火災、盗難
その他の事故により乙の車両、その他に損害を生じた場合に於いても、甲は一切その責任を負わな
いものとする。

第10条 甲は、駐車車両の積載物、乗用車の荷物、携帯品等乙の車両以外の物品の保管に対しても
その責は負わないものとする。

第11条 乙、又はその代理人、使用人、運転手、同乗者その他の者の故意、又は過失により建物及び
その付帯設備並びに人、他の車両等に損害を生ぜしめた時は、乙は自らの責任に於いてこれらを
甲並びに被害者に賠償しなければならない。

第12条 乙は、本駐車場並びにその付帯設備及び共用部分の使用については、甲の定める末尾記載の駐車
場使用規定及び諸指示を守り、常に善良なる使用者としての注意を払うべき事を確約する。

第13条 本契約は、甲が所有するプレステージ 荻番館の賃借契約者（入居者）である乙と契約するものであり、プレステージ 荻番館の賃借契約が解除され、乙が退居する事となった場合は、本契約第2条或いは第6条にかかわらず解除するものとする。

第14条 本契約に定めない事項については、双方協議の上決定することとする。

上記契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙各々その1通を保管する。

駐車場使用規定

- ① 駐車場内所定の場所以外には格納しないこと。
- ② 車両は駐車場内及び出入りに際しては最徐行すること。
- ③ 夜間、早朝の車両の出入り等は近所に迷惑の掛からぬよう特に静粛にすること。
- ④ 通路等を使用して他の車の出入りを妨害しないこと。
- ⑤ 車両のタンク以外にガソリン等引火又は爆発しやすいものを持ち込まぬこと。
- ⑥ 駐車場に於ける火気及び喫煙を禁止する。
- ⑦ 所定の場所に駐車後は必ず窓を閉め、ドアに鍵を掛けること。
- ⑧ 駐車場内では一切車両の洗車を行わないこと。
- ⑨ 駐車場内でのポロ、紙屑、吸殻、その他の物を捨てぬこと。
- ⑩ 駐車完了後はすみやかに消灯のこと。
- ⑪ 駐車場には契約車両以外のものは一切置かないものとする。

2022年6月17日

甲：

乙：住所

電話番号

氏名

京都府京田辺市天住西角96

古林 良崇

第5号の2様式 (第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	古林 良崇	整理番号	10
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費(事務所費)事務費・人件費		
支払内容	電気料金 4月分		
支払金額	16,141 円	按分率	80 %
		計上額	12,912 円
按分率の考え方	事務所状況等説明書に準ずる		
備考	3月31日は選挙事務所として使用したため、30日まで日割り計算して505円差引く		

(領収書は、重ならないように貼付してください。) (3日間分計上)

電気料金振込受領証(兼請求書) (青)

いつもご利用いただきありがとうございます。

おなまえ **古林 良崇 様** 5 年 4 月分

お客様番号 XXXXXXXXXX ご請求金額 **16,646 円**

ご使用期間 **3月15日～ 4月16日** ご請求金額 **1,512 円**

契種	ご使用量(kWh)	電気料金内訳(円)	ご使用場所
31	432	10,368	京田辺市田辺中央3丁目3-1 プレステージ老番館-106
51	95	6,278	

燃料費調整額 **-2508.46円**

再エネ促進賦課金 **1,817円**

お支払いは便利な口座振替・クレジット支払いをご利用ください。当社ホームページにて変更手続きが可能です。

お支払期限日 **5月17日** (金融機関振込期限日 **5月17日**)

本票は、5月29日までコンビニエンスストアにてお取扱いできます。

お支払いいただく前に、裏面記載のお知らせを必ずご確認ください。

京都料金センター | 電話番号 **0800-777-8810** (お客さま控え)

振込先 関西電力 本番により振金員が収納することはありません。

収納印

23.4.27

収入印紙不要

△505円

第5号の2様式 (第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	古林 良崇	整理番号	11
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費 (事務所費) 事務費・人件費		
支払内容	賃貸料・駐車場代 5月分、水道料金 2月・3月分		
支払金額	127,585 円	按分率	80 % 計上額 102,068 円
按分率の考え方	事務所状況等説明書に準ずる		
備考	水道料金、3月31日(選挙期間)は選挙事務所として使用したため、		

(領収書は、重ならないように貼付してください。) 2月・3月(59日)で
日割り計算して
70円 差引く

ご利用明細書

をご利用いただき、ありがとうございます。
ただいまご利用いただきました明細は、下記のとおりでございます。
どうぞお確かめください。

年 月 日	取扱店	機番	取引番号
05-04-14	120	43	6286-1
銀行番号	支店番号	口座番号	
お取引内容		お取引金額	
お振り込み		¥127,655	
時刻	受付番号	お取引後残高	
14:30	0049		
振込手数料 ¥0 利用料 ¥0			
京都中央信用金庫			
田辺駅前支店			
普通預金 17812			
ユ) ティー・エム 様			
ご依頼人 電話			
アルハ ヤシ ヨシタカ 様			

△ 70円

※裏面のご案内もご確認ください。

家賃等ご請求書及び水道料金明細書

令和5年4月

プレステージ巻番館

1Fテナント・106号室

古林 良崇 様

摘	要	金額
家賃	(5月分)	110,000円
共益費	(5月分)	2,200円
駐車場代	(5月分)	7,700円
水道料金	(2月・3月分)	4,092円
駐車場代	(5月分) (2台目分)	7,700円
4月分・過振込分ご返金		-4,037円
家賃等ご請求合計金額		127,655円

3/31分 Δ¥70
= ¥4,022 / 59日

水道料金明細

検針日

【振込先】

(2月・3月分)

令和5年03月31日

京都中央信用金庫

田辺駅前支店

普通預金 NO. 0017812

名義 (有) ティエーエム
(ヨシナ ヨ) ティエーエム

127,585円

前回メーター	348
今回メーター	355
使用量	7

*上記の通り御請求申しあげます。

【振込先】の口座に今月末日までに
お振込をお願いします。

プレステージ巻番館 総合管理

有限会社ティエーエム

TEL 0774-64-8434


担当 島田

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	古林 良崇	整理番号	12		
費 目	調査研究費・研修費・広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費(事務所費)・事務費・人件費				
支払内容	NHK放送受信料 5月分 ~ 4月分				
支払金額	13,650円	按分率	80%	計上額	10,920円
按分率の考え方	事務所状況等説明書に準ずる				
備 考					

(領収書は、重ならないように貼付してください。)

NHK 放送受信料領収証	
古林 良崇 様	
お客様番号	振替日 令和 5年 4月26日
領 収 金 額 (消費税を含みませ)	お支払期間
13,650 円	令和 5年 5月 ~ 令和 6年 4月
	件数
	地上契約 1
取扱金融機関	次回振替予定日
口座番号等の表示を希望されるお客様はご連絡ください	令和 6年 4月26日
上記放送受信料を口座振替により領収いたしました。	
 日本放送協会	
お問い合わせ先 (電話番号のかけ間違いのないようご注意ください。) 受信料関係のお問い合わせ 0570-077-077 転居等のお届け(フリーダイヤル) 0120-151515 放送番組についてのご照会 075-251-1111 転居や衛星契約への変更のお届けはインターネットをぜひご利用ください。 https://www.nhk-cs.jp/jushinryo/ (24時間いつでも簡単に手続きできます。)	
IP電話等をご使用の方で、フリーダイヤル每ご利用いただけない場合は、 050-3786-5003をご利用ください。 受信料のお支払いありがとうございました。	

シャープレスお申込みの内容(ナ)

No1076(1607改)

★お客様がお申込みになる会社名
貴員(乙)
シャープレス株式会社
〒541-0082 大阪市中央区土町2丁目3-13

申請新規 2機変更 3増設
機変更の場合、旧契約番号
機変更の場合、旧契約番号
左記契約番号のリース物件をクレーンアップ解約し、
その解約金を含めた契約として承っています。

① 申込書 控(お客様用)

お申込みの際は、2枚目承諾書裏面の同意事項を十分に読み、十分に理解の上で申込み者および連帯保証人等ご本人が
自署捺印してください。

住前フリガナ 古杯良崇事務所
〒610-0343 京都府京田辺市大住西角96
TEL 0774-64-7078

所在地：社名・代表者名
区 分
代表者
個人事業主(男・女)
設立年月日
業 種
明大昭平
年 月 日
住所
〒610-0343 京都府京田辺市大住西角96
フリガナ 古杯良崇

お勤め先
名称・所蔵・役職
ご自営
所在地
お 住 宅
お 住 宅 住 居 住 年 数
1. 自己所有 2. 家族所有 3. 社宅・借家
4. 借家 5. 賃貸マンション
6. 公団・公営 7. アパート

お 住 宅 住 居 住 年 数
1. 自己所有 2. 家族所有 3. 社宅・借家
4. 借家 5. 賃貸マンション
6. 公団・公営 7. アパート

リース申込み書
リース物件
1 複合機
2
3
4
5
6
メーカー名
シャ-70
機種名
MK-J631
台数
1
物件設置場所
京都府京田辺市 田辺中央3丁目3-1774-64-7078
106号
(※個人住所と異なる場合は) 設置元名称・郵便番号・住所・電話番号を記入して下さい。

通常保証人予定者
お名前 住居住所
性別 生年月日 年齢 配偶者有無 子供数
フリガナ
お勤め先
名称・所蔵・役職
ご自営
所在地

リース期間
リース開始日 年 月 日
リース終了日 年 月 日
リース期間 48ヶ月
リース開始日 平成 20年 11月 1日
リース終了日 平成 26年 11月 1日
支払日 毎月10日
支払回数 48回
支払総額
リース料
リース料 115,100円
消費税等 2,400円
合計 117,500円
再リース料(年額) 年間リース料×1/10相当額

保守料代理受領明細
代理受領期間 第1回目 平成 年 月 日
最終回 平成 年 月 日
保守料 円
消費税等 円
合計 円

リース契約日-リース期間は後日送付致します
リース料を支払明細書にてご通知申し上げます
口座振替の場合、必ずお支払日の3日前まで
ご利用の預金口座に入金お願い致します。違込
の場合、振込手数料はお客様ご負担となります。

リース料
リース料 115,100円
消費税等 2,400円
合計 117,500円

お申込み
お名前 住居住所
性別 生年月日 年齢 配偶者有無 子供数
フリガナ 古杯良崇
お勤め先
名称・所蔵・役職
ご自営
所在地

お 住 宅 住 居 住 年 数
1. 自己所有 2. 家族所有 3. 社宅・借家
4. 借家 5. 賃貸マンション
6. 公団・公営 7. アパート

お 住 宅 住 居 住 年 数
1. 自己所有 2. 家族所有 3. 社宅・借家
4. 借家 5. 賃貸マンション
6. 公団・公営 7. アパート

お 住 宅 住 居 住 年 数
1. 自己所有 2. 家族所有 3. 社宅・借家
4. 借家 5. 賃貸マンション
6. 公団・公営 7. アパート

保守会社 (保守についての御問合せ先)
〒601-8102 京都市南区上島町野田町48
TEL (075)681-4363
シャープレシアナナス株式会社 FAX (075)681-0197

京都市 京都市南区上島町野田町48
TEL (075)681-4363
シャープレシアナナス株式会社 FAX (075)681-0197

610-0343

京都府京田辺市大住西角96

古林よしたか事務所 御中

(6401K0485886) 02395-02395

(お問い合わせ窓口)

541-0052
大阪市中央区安土町2丁目3-13
大阪国際ビルディング

シャープファイナンス(株)

事務センター
0570-003338

【営業時間 9時~17時30分(土、日、祝日を除く)】

ご利用の内容

お支払日	毎月 3日	お支払方法	口座振替
ご契約日	19年 6月 4日	お問い合せ番号	
商品名	デジタルカラーフコウキ <small>※2品目以上ご利用の場合は代表商品のみ表示しております。</small>		
リース期間	19年 6月 4日から 23年 6月 3日まで (48ヵ月)		
お支払合計額	803,520円	内消費税額	59,520円

※口座振替ご指定金融機関

※お客様の情報を保護するため、口座番号は表示しておりません。

預金種別	口座名義人	支店	口座番号*****
------	-------	----	-----------

お取扱店	有限会社 洛陽システムサービス TEL 0774-20-1541
------	-------------------------------------

お支払明細

作成日 19年 6月 5日

このたびは、シャープファイナンスをご利用いただき誠にありがとうございます。
ご利用の内容および月々のお支払につきまして下記の通りご案内いたしますので、
ご確認のうえご完済まで大切に保管いただきますようお願い申し上げます。
今後とも、シャープファイナンスをご利用賜りますようお願い申し上げます。

ページ 1-1

お支払回数	お支払年・月	お支払金額	内消費税額	お支払後の残高
1	19 7	1,674円	124円	786,780円
2	19 7	1,674円	124円	770,040円
3	19 8	1,674円	124円	753,300円
4	19 9	1,674円	124円	736,560円
5	19 10	1,674円	124円	719,820円
6	19 11	1,674円	124円	703,080円
7	19 12	1,674円	124円	686,340円
8	20 1	1,674円	124円	669,600円
9	20 2	1,674円	124円	652,860円
10	20 3	1,674円	124円	636,120円
11	20 4	1,674円	124円	619,380円
12	20 5	1,674円	124円	602,640円
13	20 6	1,674円	124円	585,900円
14	20 7	1,674円	124円	569,160円
15	20 8	1,674円	124円	552,420円
16	20 9	1,674円	124円	535,680円
17	20 10	1,674円	124円	518,940円
18	20 11	1,674円	124円	502,200円
19	20 12	1,674円	124円	485,460円
20	21 1	1,674円	124円	468,720円
21	21 2	1,674円	124円	451,980円
22	21 3	1,674円	124円	435,240円
23	21 4	1,674円	124円	418,500円
24	21 5	1,674円	124円	401,760円
25	21 6	1,674円	124円	385,020円
26	21 7	1,674円	124円	368,280円
27	21 8	1,674円	124円	351,540円
28	21 9	1,674円	124円	334,800円
29	21 10	1,674円	124円	318,060円
30	21 11	1,674円	124円	301,320円
31	21 12	1,674円	124円	284,580円
32	22 1	1,674円	124円	267,840円
33	22 2	1,674円	124円	251,100円
34	22 3	1,674円	124円	234,360円
35	22 4	1,674円	124円	217,620円
36	22 5	1,674円	124円	200,880円
37	22 6	1,674円	124円	184,140円
38	22 7	1,674円	124円	167,400円
39	22 8	1,674円	124円	150,660円
40	22 9	1,674円	124円	133,920円
41	22 10	1,674円	124円	117,180円
42	22 11	1,674円	124円	100,440円
43	22 12	1,674円	124円	83,700円
44	23 1	1,674円	124円	66,960円
45	23 2	1,674円	124円	50,220円
46	23 3	1,674円	124円	33,480円
47	23 4	1,674円	124円	16,740円
48	23 5	1,674円	124円	0円

※本書状についてのお問い合わせは、「お問い合わせ番号」をお申し出の上、弊社窓口までご連絡下さい。

消費税は月々のお支払金額に含まれています。

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	古林 良崇	整理番号	13
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費(事務費)・人件費		
支払内容	コピー機リース費 4月分		
支払金額	16,740円	按分率	80% 計上額 13,392円
按分率の考え方	事務所状況等説明書に準ずる		
備考	別紙 契約書を添付		

領収内容内訳		
領収日	お支払方法 ご契約番号	金額 円
2023年 4月 3日	口座振替 [REDACTED]	16,740
合計		16,740

<お問い合わせ窓口(発行元)>

〒541-0052
大阪府中央区安土町2丁目3-13
大阪国際ビルディング
シャープファイナンス株式会社
事務センター
TEL 0570-003338
FAX 06-4964-6308

SHARP

領収証

領収証番号 3D10Z31

発行日 2023年 4月 10日

古林よしか事務所 御中

拝啓 平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
お支払代金の領収証をご送付させて頂きましたので、ご確認
の上ご査収下さいますようお願い申し上げます。 敬具

下記金額正に領収致しました。
尚、内訳は右記の通りとなっております。

金額 ￥16,740

金額を訂正したものと、領収証番号が
機械印字されていないもの及び
会社印がないものは無効です。

印紙税申告納
付につき廻町
税務署承認済



〒102-0083
東京都千代田区麹町5丁目1番地
住友不動産麹町7-6ビル
シャープファイナンス株式会社

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	古林 良崇	整理番号	14		
費 目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費(事務費)・人件費				
支払内容	携帯電話 3 月分				
支払金額	2,524 円	按分率	50.0%	計上額	1,262 円
按分率の考え方	政務活動の割合が明らかでないため				
備 考	クレジットカード払い				

(領収書は、重ならないように貼付してください。)

クレジットカードでの支払いにより、
領収書の添付ができないため、
カード明細・請求書を別紙添付。

インターネットと合算での請求のため、
該当箇所のみ参照。

20 05-05-10 B W *229,464 ミツイメモカード (カ)

クレジットカード引き落とし分
通帳該当箇所

ご利用料金のお知らせ

OPTAGE 株式会社 オプテージ

＜現在の契約先＞

610-0343
京都府京田辺市大住西角96
古林 良崇 様

ご利用年月	2023年03月ご利用分
ご利用料金 (うち消費税等相当額)	12,719円 (1,156円)
お取引クレジット会社	VISA
お得意さま番号	

ご請求内訳

NO	料金内訳	金額	金額内訳	ご利用期間
◇mineo		2,524		3月 1日- 3月31日
ご利用番号				
デュアルタイプ(5Gコース)基本料			1,518	
複数回線割引(デュアルタイプ)			-55	
時差無制限かけ放題(3月分)			1,210	
時差無制限かけ放題(3月分)CP割引			-220	
SMS送信料(2月分)			69	
ユニバーサルサービス料(mineo)			2	
◇eo光ネット1ギガ		5,118		
基本料金			5,448	3月 1日- 3月31日
eo X mineoセット割			-330	
◇eo光電話		2,085		
eo光電話基本料			1,980	3月 1日- 3月31日
インターネット・電話セット割引			-1,142	
宛番番号表示サービス利用料			220	
eo光多機能ルーター電話アダプター機能利用料			419	
eo光電話通話料金			550	
ユニバーサルサービス料(eo光電話)			4	
(NTTコミュニケーションズ分)				
ナビダイヤル等利用料			54	
◇mineo		2,992		3月 1日- 3月31日

(単位:円)

NO	ご利用番号	料金内訳	金額	金額内訳	ご利用期間
		デュアルタイプ(スタンダード(1.5M))基本料		990	
		複数回線割引(デュアルタイプ)		-55	
		請求料金(割賦)		2,035	
		mineoモバイル 国内通話料(2月分・課税)		20	
		ユニバーサルサービス料(mineo)		2	
		合計金(A+B)	12,719	12,719	
		課税料金計(A)		12,719	
		うち消費税等相当額(A×10/110)	(1,156)		
		非課税・免税等料金計(B)		0	
		以下余白			

三井住友カード

2023年5月10日のお支払い明細

2023年4月25日 発行

お名前	吉林 良輝 様
お支払い日	2023年5月10日 (木)
お支払い会社名	229,464円
カード名称/ お問合せ窓口/ 加入・切替日	AOYAMA TRIPART

お名前	三井住友銀行
お支払い日	小倉支店
お支払い会社名	印鑑

お客様の個人信用情報のため、会費等をお振込みとしております。
お振込みの額はカード履歴をご参照のうえ、間違いを合わせてください。

ご利用日	ご利用金額	支払区分	今月回数	お支払い金額	(お支払い機関)		(内訳数)		回数
					現地通貨額	円換	振替	振替/ト	
23/04/14	12,719	1	1	12,719					12,719
									229,464
PITaPカードご利用明細***									

1/1ページ

1/1ページ

第5号の2様式 (第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	古林 良崇	整理番号	15		
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ <u>事務費</u> ・人件費				
支払内容	電話費・FAX費 4月分				
支払金額	9,490円	按分率	80%	計上額	7,592円
按分率の考え方	事務所状況等説明書に準ずる				
備考	3月31日は選挙のため、日割りにて30日間分のみです。(1回分は317円)				

(領収書は、重ならないように貼付してください。)

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
古林 良崇 様

お客様番号
[REDACTED]

2023年 4月ご請求分
金額(円)
¥9,807-

受取人
NTTファイナンス株式会社

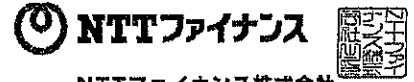
お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領収日 印
30525
23.4.21
[REDACTED]

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

△317円差引く

請求書 (西日本ご利用分)

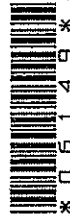


NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

610-0334
京田辺市田辺中央3丁目3-1

郵便区内特別

プレステージ巻番館 106号
古林 良崇 様

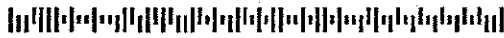


06158

Webでのお問い合わせ先



発行年月日 2023年 4月17日発行
発行会社 差出: NTTファイナンス(株)
東京都港区港南1-2-70
お問合せ先 0800-3335550 (無料)
【選付先】
〒536 大阪市城東区森之宮1-6
-0025 -111 NLC森の宮ビル6F
社用コード M20021211002 06158 06149 00 J
81 000000 1 0 23040301J



023042101043494280

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。(1 / 2ページ)

お客様ご請求番号 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
[REDACTED]	2023年 4月ご請求分	9,807円	2023年 5月 1日(月)

お 知 ら せ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

*** NTTグループ各社ご請求金額 ***

△¥319 差引く

NTT西日本分ご請求額
(合計)

9,807円

9,807円

詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***

奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は、翌月分の偶数月に2ヶ月まとめてご請求しております。

※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合等は、毎月ご請求しております。

*** NTT西日本からのお知らせ ***

フレッツ光の割引サービス(光もともとと割、Web光もともとと割、どーんと割、どーんと学割、光はじめ割)は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。

割引適用期間中(自動延伸後を含む)に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。

なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。

詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト [http://flets-w.com/wari/] でご確認ください。

* NTT西日本請求額のうち、料金回収代行分はNTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

↓下の部分を切り取り、当社指定のコンビニエンスストア、金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、ドコモショップへ払い込みをお願いいたします。
Cut off the slip below and use it when paying the charges at one of our designated convenience stores, a financial institution, a post office, a docomo shop.



お客様ご請求番号 BILLING NUMBER	[REDACTED]	請求年月 MONTH OF ISSUE	2023年 4月ご請求分
----------------------------	------------	------------------------	--------------

ご請求内訳 (お客様番号 [REDACTED])

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX	
◇NTT西日本ご利用分	9,796	フレッツ 光ネクスト F 単利用料 光はじめ割	3月 1日～ 3月31日 2023年05月～2023年07月以 外の解約は解約金がかかります	合 算 合 算
	-1,290			
	1,300	ひかり電話オフィスタイプ (基本料)	3月 1日～ 3月31日 電話番号 は0774-64-7078	合 算
	1,200	ナンバーディスプレイ使用料	3月 1日～ 3月31日	合 算
	800	複数チャネル使用料	3月 1日～ 3月31日	合 算
	100	追加番号使用料	3月 1日～ 3月31日	合 算
	768	ひかり電話 (通話料)	3月 1日～ 3月31日	合 算
	624	ひかり電話 (携帯電話等への通話料)	3月 1日～ 3月31日	合 算
	4	ユニバーサルサービス料他	3月 1日～ 3月31日 2番号分	合 算
	890	消費税等相当額 (合計)	のご請求となります。 合算表示の料金合計×10%	
◇NTTコミュニケーションズご利用分	11	ナビダイヤル/テレドーム等への通話料	3月 1日～ 3月31日。0570 /0180等で始まる番号への通話料で す。	合 算
	1	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×10%	
◇NTT西日本分 (小計)	9,807	(小計)		
◇合計	9,807	合計		

△¥317 差引

ユニバーサルサービス料他には、2023年4月利用料分から2024年1月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円 (税込) が含まれています。電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認ください。
https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/

ユニバーサルサービス料について
 ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用 (番号単価) が公表されています。

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	古林 良崇	整理番号	16		
費 目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ <u>事務費</u> ・人件費				
支 払 内 容	コピー機 カウンター料金 3/15 締切分				
支 払 金 額	2,670 円	按分率	80 %	計 上 額	2,136 円
按分率の考え方	事務所状況等説明書に準ずる				
備 考	口座引落の為、別紙請求明細書と通帳の写しを添付				

(領収書は、重ならないように貼付してください。)

別紙 参照

17 05-04-10 | B W | *2,670 | HC)7737574 |

請求明細書

2023年 3月15日 締切分 請求No. 00110069

610-0334

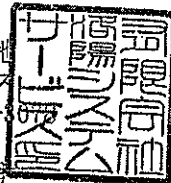
京都府京田辺市田辺中央中央3丁目3-1
プレステージ巻番館106号

古 林 良 崇* 様

(22772)

611-0042

京都府宇治市小倉町春日森4番地
有限会社 洛陽システムサービス
TEL 0774-20-1541 FAX 0774-24-1541



お振込は下記口座へお願いいたします

京都中央信用金庫 西小倉支店 (普) 0441789

京都信用金庫 西宇治支店 (普) 0382733

登録番号 T1130002027523

下記の通り御請求申し上げます

前回御請求額	御入金額	繰越金額	今回御買上額	消費税	今回御請求額
37,060	37,060	0	2,428	242	2,670

日付 伝票番号	商品コード / 商品名	数 量	単 位	単 価	金 額
02.27 3295	50599 MX3631 モノクロ カウンターリョウキン	609	枚	1.5	課10.0% 913
	50600 MX3631 カラー カウンターリョウキン	101	枚	15	課10.0% 1,515
03.10 2569	振込 自動引落				37,060
03.15	請求時消費税 <10.0%>				242
	【課税10.0% 税抜額】				2,428
	【消費税額】				242

上記請求金額を貴社指定
口座より翌月10日
自動引落しさせていただきます

33402 請求明細書 発行株式会社 不明記載

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	古林 良崇	整理番号	17		
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ 事務費 ・人件費				
支払内容	文具 ラベルシール3種、組み合わせ印、コピー用紙(A4・A3)				
支払金額	11,110 円	按分率	80%	計上額	8,888 円
按分率の考え方	事務所状況等説明書に準ずる				
備考	購入明細は別紙請求書参照				

(領収書は、重ならないように貼付してください。)

払込受領書 **六**
(コンビニエンスストア等お支払用)
 払込人氏名
 古林よしとか事務所
 お問い合わせ番号
 67609138
 金額 ¥14067
 内消費税等(1278)
 受取人
 SMBCファイナンスサービス
 アスクル担当販売店
 株式会社清和ビジネス
 受領印
 コンビニエンスストア等取納用
 収入印紙貼付欄
 23.4.14
全額現金で支払われた場合は、領収書の発行はできません。ご了承ください。

△2,957円は
差引く

ASKUL 請求書

2023年03月31日締切分

610-0334
 京都府京田辺市
 田辺中央3-3-1
 プレステージ書番館 106号



お問い合わせ番号

古林よしたか事務所

様

C2 536332 00002/00002 67609138 UA

00842942 C15-U1

ASKUL担当販売店
 株式会社清和ビジネス
 300係
 東京都中央区
 日本橋室町4-3-18
 東京建物室町ビル7F



092975 300

TEL: 03-3272-6634

担当: ASKUL担当者

お支払いに関するお問い合わせは担当販売店までお願い申し上げます。

TEL: 0774-64-7078

FAX: 0774-64-7079

お買い上げいただきましてありがとうございます。
 記載の通り、ご請求申し上げます。

当月ご請求額

14,067円

うち消費税等 (1,278円)

お支払い日 ▶ 2023年04月17日

お支払い方法 ▶ 郵便/コンビニ支払

対象期間 2023/03/01 ~ 2023/03/31

当月お買い上げ金額 14,067円

当月返品金額 0円

当月値引金額 0円

税率別のお買い上げ金額等は裏面に表示しています。

△2,957

= 11,110

お支払いには、別紙の払込取扱票をご利用ください。

月日 / 伝票番号 / 取引区分 お申込番号 / 商品名	数量	単価(円) (税込)	金額(円) (税込)	備考	税率/グリー
03/04 54642733					
399-8635 アスクル マルチプリンタ ラベルシール ミシン目【あり】	1	1,550	1,550		10.0 *
229-3959 大直 徳用大札紙 白 A4 207080101 1冊 (1.00)	1	1,075	△ 1,075	除外	10.0
399-8869 アスクル マルチプリンタ ラベルシール ミシン目【あり】	1	1,550	1,550		10.0 *
399-8896 アスクル マルチプリンタ ラベルシール ミシン目【あり】	1	1,550	1,550		10.0 *
	小 計		5,725	古林良崇様ご発注分	
03/06 D7253428					
705-3436 組み合わせ印 62mm 特大(1号) 印面寸法59×7.5mm	1	1,321	1,321		10.0
	小 計		1,321	古林良崇様ご発注分	
03/13 56365751					
361-7499 平紙 クラフト紙手提袋ベーシック380×520×145 茶	1	1,882	△ 1,882	除外	10.0
	小 計		1,882	古林良崇様ご発注分	
03/24 58358296					
542-680 コピー用紙 マルチペーパー スーパーホワイト+ A4 1箱	1	3,990	3,990		10.0 *
688-906 コピー用紙 マルチペーパー スーパーホワイト+ A3 1冊	1	1,149	1,149		10.0 *
	小 計		5,139	古林良崇様ご発注分	

¥14,067
 △2,957
 ¥11,110

税率の前に「軽」を表示している明細は、軽減税率対象です。

裏面もご確認ください。

組合物世印

古 林 良 崇 | \updownarrow 7.5mm

\leftarrow 59mm \rightarrow

印刷寸法

雇用契約書

氏名 殿
入社日 令和元年 5 月 21 日

雇用主 所在地 京田辺市田辺中央 3 丁目 3 - 1
名称 古林よしたか事務所
代表者 古林 良崇

雇用条件は次の通りとする

-
- 雇用期間 : 期間の定めなし
- 就業場所 : 古林よしたか事務所
- 仕事の内容 : 京都府議会議員事務所の事務業務全般
- 労働時間 : 原則として 9 時 00 分 ~ 17 時 00 分 (休憩 12 時 00 分 ~ 13 時 00 分)
ただし、雇用主は必要があるときは、始業時刻あるいは終業時刻を繰り上げ又は繰り下げることができる。
- 出勤日 : 出勤日はシフト制とする。
なお、原則として土日祝以外が勤務日となるが、雇用主が状況を判断しシフトを調整することができる。
- 所定外労働 : 1. 業務上必要がある場合、所定外労働をさせることがある。
等 2. 業務上必要がある場合、法定休日 (週 1 あるいは、4 週 4 日の休日) に労働をさせることがある。
- 有給休暇 : 労働基準法に従って与える。ただし、業務の都合により指定された日を変更させる場合がある。
なお、取得する場合は原則として 7 日前までに雇用主に申し出て承諾を得ること。
- 賃金 : 時間給 1,000 円 通勤手当 9,420 円 (1 ヶ月間定額)
ただし、1 日 8 時間週 40 時間を超える所定時間外労働については時間給に 25% の割増賃金を加算する。
また、法定休日 (週 1 あるいは、4 週 4 日の休日) に労働した場合には時間給に 35% の割増賃金を加算する。
さらに深夜 (22 時以降) に労働した場合は時間給に 25% の割増賃金を加算する。
通勤方法は、公共交通機関もしくは被雇用者所有の自家用車等とし、ガソリン代は通勤手当に含む。
- 昇給 : 能力等を勘案し、随時昇給させる。

- 支払日 : 当月1日～当月末日の賃金を翌月8日に支払う。
- 退職に : 自己都合退職の場合、退職する1ヶ月前までに届け出ること。
- 関する事項 : 備考1. に記載した事由を遵守できない場合は、雇用主は解雇することがあり得る。
- 欠勤 : 欠勤した日および時間の賃金は支給しない。
- 賞与 : 支給あり。
- 退職金 : 支給なし。
- 社会保険 : 労災・雇用保険・厚生年金・健康保険
- 備考 : 1. 信用を重んじ、業務上知り得た秘密の漏洩（家庭内を含む）、その他雇用主の不利益となる行為は一切行わないこと
2. 上記1. に違反し、雇用主に経済的損失又は名譽棄損等不利益となる事象が生じた場合には、雇用主は損害賠償を請求するものとする。
3. 上記以外の雇用条件については、その都度協議する。
-

上記の件、承諾しました。

令和元年5月21日

住所

氏名

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	古林 良崇	整理番号	18
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・ 人件費		
支払内容	厚生保険料 3月分		
支払金額	51,750 円	按分率	80 %
計上額	41,400 円		
按分率の考え方	事務所状況等説明書に準ずる		
備考			

(領収書は)

納入告知書 納付書 領収証書

納付書
令和 5年 3月分
納付期限
令和 5年 5月 1日(日)付迄
令和 5年 4月 19日

健康助定 健康保険料 18162 円
厚生年金助定 厚生年金保険料 32940 円
子ども・子育て支援助定 子ども・子育て支援給付金 648 円

健康保険 0343 6375
厚生年金 00064387

納付者
厚生労働省年金局(東京都)

納付目的
健康保険料
厚生年金保険料
子ども・子育て支援給付金

令和 5年度
内閣府及び厚生労働省所管
年金特別会計

納付金額

千	百	十	千	百	十	千	百	十	百
			5	1	7	5	0		

合計 51,750 円

証券受領 全部 一部

事務所振込時 振込所番号 01586 円
振込額 61700 円
振込手数料 5000 円

納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、成人代理店又は日本年金機構
京都府 年金事務所
〒610-0334 京都市 田辺中央
3-3-1 プレスナージュ荻番館 106号
610-0334 京都市 田辺中央
3-3-1 プレスナージュ荻番館 106号

歳入徴収部
厚生労働省年金局事業管理課長
古林よしあ事務所 古林 良崇
2643 61-700 01586 090503

納付金額を印しました。
(領収目録等)
5.4.25
44284
納付済印

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

※本領収書の添付以外で、日本年金機構の職員がこの領収書に基づき領収するものではありません。
この納入告知書(納付書)は Pay-easy (ペイジー) 利用の A.T.M. インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	古林 良崇	整理番号	19
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・ 人件費		
支払内容	給与 4 月分		
支払金額	233,748 円	按分率	80 % 計上額 186,998 円
按分率の考え方	事務所状況等説明書に準ずる		
備考			

(領収書は、重ならないように貼付してください。)

現金自動預金支払機

ご利用明細書

●本日は をご利用いただきありがとうございます●

お取扱日	時刻	お取扱店番・ご利用内容
05050816092933V		お振込
お取引銀行	お取引店番	お取扱番号 科目・口座番号
振込通番	振込手数料	金額
B 000075	¥0	¥233748
メッセージコード	残	高
		**
お振込先	[Redacted]	
ご依頼人	フルハヤシ ヨシタカ 様	
ご案内	(お知らせ欄)	
おつり		
	**	

政務活動業務 勤務実績表・領収書

2023 年(西暦) 4 月分 氏名 [Redacted] 議員との関係 [Redacted] 親族(口生計同一 口その他) 関連会社等の役員・社員 上記以外の第三者

日	曜日	定時勤務				備考(時間外勤務等)			
		開始時刻	終了時刻	休憩等控除時間	勤務時間数	開始時間	終了時刻	勤務時間	
1	土	8:30	20:00	1:00	10:30				
2	日	8:30	19:45	1:00	10:15				
3	月	8:30	17:00	1:00	7:30				
4	火	8:30	21:00	1:00	11:30				
5	水	8:30	20:30	1:00	11:00				
6	木	8:30	20:30	1:00	11:00				
7	金	8:30	19:30	1:00	10:00				
8	土	8:30	20:30	1:00	11:00				
9	日								
10	月	9:00	17:00	1:00	7:00				
11	火	9:00	18:30	1:00	8:30				
12	水	9:00	17:30	1:00	7:30				
13	木	9:00	18:30	1:00	8:30				
14	金	9:00	18:00	1:00	8:00				
15	土								
16	日	8:00	20:30	1:00	11:30				
17	月	9:00	20:40	1:00	10:40				
18	火	9:00	20:15	1:00	10:15				
19	水	9:00	20:10	1:00	10:10				
20	木	9:00	20:10	1:00	10:10				
21	金	9:00	20:00	1:00	10:00				
22	土	9:00	20:00	1:00	10:00				
23	日								
24	月	9:00	18:00	1:00	8:00				
25	火	9:00	18:30	1:00	8:30				
26	水	9:00	17:30	1:00	7:30				
27	木	9:00	20:45	1:00	10:45				
28	金	9:00	19:15	1:00	9:15				
29	土								
30	日								
計		25 日間勤務 (D) (A)				239:00	計 (A')		0:00

上記のとおり勤務したことを証明します。 議員名 古林 良崇 [Redacted]

【総支給額の計算】

① 時給の場合 (A) [239.0 時間] × [単価 1,000 円] = 239,000 円 (B)

①' 月額の場合

② 時間外勤務手当等 (A') [0.0 時間] × [単価 円] = 23,400 円 (C)

③ 通勤手当・日額の場合 (D) [25 日] × [単価 円] = 0 円 (E)

③' " 月額の場合 9,420 円 (E)

④ 総支給額 (B) + (C) + (E) = 271,820 円 (F)

【実支給額(総支給額-諸控除額)の計算】

(F) - [38,072 円 (G)] (所得税・住民税、保険料等本人負担額) = 233,748 円 (H)

金 233,748 円 (H) 左記金額を確かに領収致しました。 令和 5 年 5 月 8 日 氏名 [Redacted]

【政務活動費充当額の計算】

○ 給与 実支給額 (H) [271,820 円] × [按分率 80 %] = 217,456 円 (I)

○ 保険料等雇用主負担額 [円] × [按分率 80 %] = 0 円 (J)

○ 諸控除額 (G) [38,072 円] × [按分率 80 %] = 30,457 円 (K)

○ 政務活動費充当額の計 (I) + (J) + (K) = 217,456 円